

# 元気な高齢者介護ボランティアポイント 制度調査研究事業実施報告書

平成24年3月

社団法人かながわ福祉サービス振興会



# 目次

はじめに

## 第1章 事業概要

1. 1	背景	1
1. 2	意義と目的	1
1. 3	事業実施期間	1
1. 4	実施地域	1
1. 5	事業の内容	2
1. 6	事業の実施方法	2

## 第2章 事業実施に向けた準備

2. 1	実施会議の開催	5
2. 2	受入施設の指定	5
2. 3	介護ボランティアの登録	6
2. 4	ポイント管理の方法	6
2. 5	ボランティア活動の範囲	6

## 第3章 ボランティアの活動実績

3. 1	受入施設の指定状況	7
3. 2	ボランティアの登録状況	9
3. 3	受入施設におけるボランティア活動実績	10
3. 4	ポイントの付与実績	11
3. 5	介護ボランティアへの県産品贈呈実績	11

## 第4章 事業評価のためのアンケート調査

4. 1	調査の概要	13
4. 2	調査結果の概要	13
(1)	受入施設の回答結果	13
(2)	介護ボランティアの回答結果	19
(3)	実施市町の回答結果	26

## 第5章 事業評価と今後の展望

5. 1	検証会議における事業の効果	30
5. 2	今後の展望	
	ー地域における高齢者の地域貢献活動の活性化のためにー	33

## 【資料】

1	元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業事務取扱要領	36
2	元気な高齢者介護ボランティア 活動の手引き	41
3	受入施設等運用マニュアル	46
4	アンケート調査用紙（介護ボランティア用）	55
5	同（受入施設用）	57
6	同（実施地域市町用）	59
7	神奈川産品申込書	62



## はじめに

高齢化が急速に進行する神奈川県において、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることのできる仕組みづくりが求められています。特に、元気な高齢者の社会参加活動の促進を通して、本人の健康づくりや生きがいがいづくりにつながる施策が重要となります。

そこで、元気な高齢者のマンパワーを介護現場で活かす「介護支援ボランティアポイント制度」が創設され、神奈川県においても、すでに横浜市、相模原市、藤沢市及び平塚市が同様の制度を創設し、一定の成果を出しつつあります。

今後、同様の制度を創設する際には、受入施設職員やボランティアの意見、地域の特性を踏まえて制度設計をする必要があることから、実際に神奈川県内の4市4町でモデル事業を実施したところです。

この報告書は、こうした一連の取り組みを受入施設やボランティアへのアンケート調査結果をもとに取りまとめたものです。短い期間であったため、十分な検証をすることができませんでしたが、今後、市町村において、「元気な高齢者のボランティアポイント制度」を創設する際の参考になれば幸いです。

社団法人かながわ福祉サービス振興会



# 第1章 事業概要

## 1. 1 背景

神奈川県においては、急速に高齢化が進行するなか、今後の高齢者施策として、要介護状態になった高齢者については、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアを推進することが求められている。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための「生きがづくり」や「社会参加促進」施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要がある。その際に、重要なことは、地域特性を踏まえ、住民組織や関係機関との連携のもとで事業を展開することである。

高齢者の知識や経験を地域社会に活かすための施策を展開することにより、結果として、地域の活力が生まれ、高齢者の介護予防につながると考えられる。こうした背景のなかで、横浜市は平成21年10月から「介護支援ボランティアポイント制度」を創設し、大きな成果を上げているところである。そこで、高齢化が進んでおり、単独で仕組みづくりが難しい県央や県西部の市町をフィールドとして、元気な高齢者を対象とするボランティアポイント制度調査研究事業を実施することになった。

## 1. 2 意義と目的

今後、市町村においては、元気な高齢者がこれまで培った知識や経験を地域社会に活かすとともに、自らの健康づくりや生きがづくりを促進する施策が必要となることから、高齢者のボランティアポイント制度が有効かどうかを検証することを目的とする。

その際に、地域の特性を踏まえた制度設計をすることが必要になることから、地域の課題解決につながる政策手法の一つとして活用することも含め、様々な視点から検証することとする。

## 1. 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成23年11月～24年3月までとする。なお、ポイント付与の実施期間は、平成23年12月1日～平成24年2月29日までとする。

## 1. 4 実施地域

本事業の実施地域は、次に掲げる4市4町とする。

県央地区 : 厚木市、大和市

湘南西部地区 : 秦野市

県西部地区 : 南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町

## 1. 5 事業の内容

- (1) 制度周知用のチラシ作成・配布
- (2) ボランティアポイントシステム導入に係る市町村及びボランティア受入施設に対する説明会の開催
- (3) 受入施設に対するカードリーダーの貸与
- (4) ボランティアの募集及び登録
- (5) ポイント管理のためのICカードの貸与
- (6) ボランティアの活動及び実績の記録
- (7) ポイントの付与及び交換
- (8) アンケート調査票の設計、実施、集計・分析
- (9) 検証会議の開催及び事業評価

## 1. 6 事業の実施方法

### (1) 介護ボランティアの登録（予定者：400名）

対象者は、実施地域に居住する満年齢65歳以上の市民とし、本事業に参加を希望する市民が介護ボランティアとして登録すると、介護ボランティアポイントカードを発行する。

介護ボランティアが指定された施設でボランティア活動を行った際に、保有したポイントカードにポイントが付与（1回200ポイント）され、同時に登録時に交付される記録カレンダーに活動した日を記載し、実施期間終了後にポイントカード、記録カレンダー及びアンケートを事務局に送付する。実施期間終了後、事務局からポイント高に応じた「かながわ産品」を贈呈する。

### <ボランティアの登録方法>

ボランティアへの登録方法は、登録を希望する本人が、ボランティア登録申請書を事務局である社団法人かながわ福祉サービス振興会に送付して行う。実際の運用は、スタートまでの期日がないので、受入施設となる施設に、すでに施設内で活動しているボランティアにモニターになるよう、働きかけてもらう。

新たに介護ボランティア活動を希望する人は、受入施設のリストの中から活動場所の候補を選び、施設と個別に相談する。個人と施設の条件がマッチしたら登録の手続きを行う。

## **(2) 受入施設の指定（予定施設：80施設）**

受入施設の指定に当たっては、事業実施地域に立地し、高齢者がボランティア活動する拠点を指定することとする。拠点となる施設の類型は、高齢施設、障害施設、児童福祉施設等とし、地元自治体の意見を踏まえて柔軟に対応する。すでにボランティアが活動しており、本事業の介護ボランティアに登録する可能性が高い施設を優先して指定する。

介護ボランティアの受け入れを希望する施設は、所定様式の「受入施設指定申請書」及び「ボランティア活動情報」を事務局に提出し、受入施設の指定を受ける。受入施設には事務局がメーカーから貸借したカードリーダー端末を設置し、介護ボランティアが活動した日に、そのカードリーダー端末によりポイントカードにポイント（200P）を入力する。

ポイント付与の情報は、カードリーダー端末から毎日データセンターに送信され、サーバーに蓄積される。新規に介護ボランティアを希望する市民から連絡があった場合は面談し、活動内容、期日等条件のマッチングを行い、合えば受入れる。

指定された受入施設は、実施期間終了時に、アンケートを事務局に送る。

### **<留意点>**

- 1 すでに当該施設で活動しているボランティア（65歳以上、当該自治体の市民）に介護ボランティアのモニターとして、登録を依頼する。
- 2 受入施設の一覧表を見たボランティア希望者からの連絡に対応し、条件があえば受け入れる。
- 3 傷害・賠償責任保険等については、施設で従来受入れているボランティアと同じ対応をする。

### **<ポイント付与システム>**

#### 1 システム

フェリカポケットマーケティング（株）の汎用カードリーダー端末と FeliCa カードを使用する。カードを端末の上に置き、テンキー部分で「200」を入力し、「実行」キーを押印する操作でポイント付与が完了する。

#### 2 費用の負担

カードリーダー端末の電気代が若干必要となる。目安としては、10円/日程度。カードリーダーは事務局から無償貸与し、データ通信料も事務局負担とする。

## **(3) 事業参加市町の役割**

本事業を実施する前に関係者が一堂に会した会議に参加し、事業のスキームや検証に必要な項目等を検討する。受入施設の対象を検討するとともに、実施期間終了後に

アンケートを事務局に送付する。

また、事業終了後に検証会議に参加し、実施状況やアンケート調査の内容に基づき事業を検証する。なお、上記の会議には本事業に関心のある市町村のオブザーバー参加を認める。

#### **(4) 事務局（社団法人かながわ福祉サービス振興会）の役割**

本事業の事務局として、次の事務を担当する。

##### **① 調査研究のための会議の開催**

神奈川県、実施地区の市町等で構成する。

事業実施会議：事業のスキームや検証に必要な項目等を検討する。

事業検証会議：実施状況やアンケート調査の内容に基づき事業を検証する。

##### **② 介護ボランティア受入施設の指定事務**

受入施設の募集、選定した施設を受入施設に登録、カードリーダー端末貸与等。

##### **③ 介護ボランティアの募集、登録**

事業の広報、介護ボランティアの募集、登録受付、ポイントカードの交付。

主として受入施設ですでに活動しているボランティアを登録し、新たに活動を希望する市民には、受入施設の中から活動場所を選び、受入施設と個別に調整していただく。

##### **④ ポイントカードの発行及びポイント管理**

ポイントカードの作成及び発行、ポイントの管理及び事業終了時にポイントカードの回収等を行う。ポイントデータは、カードリーダー端末のメーカーであるフェリカポケットマーケティング（株）のサーバーに取り込まれ、そこから実施機関である（社）かながわ福祉サービス振興会のシステムにて管理する。介護ボランティアの登録情報も、実施機関のシステムで管理し、介護ボランティア情報とポイント管理データの結合をシステムで定期的実施する。

##### **⑤ かながわ産品との交換**

介護ボランティアにポイントの累積高に応じて、かながわ産品を贈呈する。目安として、1000P以下は1000円程度、1000Pを超える場合は、1500円程度とし、リストから選択してもらう。

##### **⑥ 実施結果の分析・報告**

ポイントデータ、記録カレンダー、アンケート（登録ボランティア、受入施設、実施自治体）を実施し、結果を取りまとめる。

##### **⑦ 検証会議の開催及び報告書の作成**

検証会議を開催するとともに、その結果を報告書に取りまとめ、今後の方向性を提言する。

## 第2章 事業実施に向けた準備

### 2.1 実施会議の開催

平成23年11月10日午後2時から、かながわ県民センター会議室において本事業の「実施会議」を開催した。「実施会議」とは、神奈川県及び本事業の実施予定地域の市町等で構成し、実施予定市町の意向把握、事業実施手法等の調整を行うことを目的に開催することとした会議である。

会議には、神奈川県、実施地区の4市4町のほか、すでに介護ボランティアポイント事業を開始している横浜市、相模原市、平塚市、藤沢市、その他オブザーバーとして県内15の市町の職員が出席し、本事業の進め方について検討した。

特に「ボランティア」という用語を使用することによる、従来から無償で活動しているボランティアとの共存に関する質問や、高齢施設ではなく公民館等を会場して実施している事業を対象にすることの可否などが議論された。

この会議では、介護ボランティア登録400名という目標について、各市に80名を割り振り合計320名、各町に20名を割り振り合計80名という設定をして取り組むこととした。また、すでに実施している横浜市、相模原市、藤沢市及び平塚市からは、当該事業の概要及び現状が報告された。

### 2.2 受入施設の指定

受入施設の指定にあたっては、事務局から対象地域内に設置されている、全ての地域包括支援センター、介護老人福祉施設、老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、グループホーム、計117施設に本事業を案内し、モニター施設として協力を依頼した。(表1)

表1 介護ボランティア受入施設の候補

	大和市	厚木市	秦野市	南足柄市	松田町	大井町	開成町	山北町	計
地域包括支援センター	7	8	5	1	1	1	1	1	25
介護老人福祉施設	8	8	5	1	1	1		1	25
老人保健施設	4	4	5	1			1		15
養護老人ホーム	1								1
軽費老人ホーム A型				1					1
軽費老人ホーム B型				1					1
ケアハウス	1	2	1						4
グループホーム	15	10	10	3	2	1	2	2	45
計	36	32	26	8	4	3	4	4	117

また、障がい福祉施設、児童福祉施設及び地域の団体等についても、地元自治体の意見を踏まえて指定できることとした。

その後、受入施設を対象として、11月24日に実施地域に比較的近い厚木市において事業説明会を開催したほか、メール配信システム、ホームページでの情報提供、各市町、県からも多様な手段により受入施設への申請を働きかけた。

### **2.3 介護ボランティアの登録**

横浜市などでは、事業開始後にまずボランティア受入施設を募集し、一定数を確保してから、市の広報等で介護ボランティアを広く募集している。

しかし、本事業では実施期間が平成23年12月から平成24年2月までの3か月と、時期が迫っているうえに短いこともあり、受入施設に指定された施設で従来からボランティア活動に参加している市民を対象として登録していただくことを重点的に取り組んだ。

### **2.4 ポイント管理の方法**

本事業では、介護ボランティアの1回の活動につき200ポイントを付与し、実施期間終了後に、活動実績に応じて介護ボランティア登録者に県産品を進呈することとしていた。

ポイントの管理は、すでに同様の事業を実施している多くの自治体が紙製のスタンプカードを交付し、活動ごとに活動場所においてそのカードにスタンプを押す方式を採用している。

一方、横浜市では、介護支援ボランティア登録者には電子式ポイントカードを交付し、介護支援ボランティアを受け入れる施設にはカードリーダー端末を設置して、ボランティアが活動に来所する毎に、カードリーダー端末を使用してポイントカードに200ポイント付与している。

本事業では、この電子式ポイントカードシステムを導入して、受入施設及び介護ボランティアに体験してもらうこととした。

### **2.5 ボランティア活動の範囲**

介護ボランティア制度が介護保険制度の中で実施されることから、事業の趣旨として被保険者の介護予防に資することが重要である。

活動する市民が65歳以上の被保険者であれば、活動場所については介護保険施設だけでなくとも良いと考えて実施している自治体もあることから、本事業については高齢施設のほかに、今後、事業の実施主体となる当該地域の自治体の了解のもとで、障がい福祉施設、児童福祉施設でのボランティア活動や地域団体の活動もポイントの対象とすることができるとの枠組みで実施した。

## 第3章 ボランティアの活動実績

### 3. 1 受入施設の指定状況

事務局や県、実施地域自治体からの働きかけに応じて介護ボランティア受入施設の指定申請を行った施設等は、高齢施設のほか、障がい福祉施設や地域の見守りグループ、行政の事業を含む21か所であった。詳細については、表2のとおりである。

表2 受入施設の指定状況

No.	地域	施設区分	施設等の名称 (運営法人等)	活動内容													
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
1	厚木市	老健	介護老人保健施設さくら (医療法人 聖和会)	○		○	○				○						
2	厚木市	特養	特別養護老人ホーム メイサムホーム (社会福祉法人 くすのき)		○	○				○	○	○	○	○			
3	厚木市	特養	玉川グリーンホーム (社会福祉法人 清流会)	○	○								○				
4	厚木市	特養	睦合ホーム やすらぎ すこやか (社会福祉法人 慈光会)	○	○		○				○		○				
5	厚木市	障害	愛名やまゆり園 (かながわ共同会)	○	○		○				○	○					
6	大和市	特養	特別養護老人ホーム ひまわりの郷 (社会福祉法人 多心会)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
7	大和市	特養	特別養護老人ホーム サンホーム鶴間 (社会福祉法人 大和清風会)		○					○	○	○	○			リネ交換 車椅子清掃 レク活動	
8	大和市	GH デイ	大和YMCAライフサポートセンター (社会福祉法人 横浜YMCA福祉会)	○		○	○				○		○				
9	大和市	GH	グループホーム すみれの家 (株式会社カスタムメディカル研究所)				○						○	○			
10	大和市	特養	社会福祉法人ブレマ会 みなみ風 (社会福祉法人ブレマ会)	○	○	○					○			○			
11	大和市	特養	特別養護老人ホーム 敬愛の園 (社会福祉法人 敬愛会)	○			○				○	○	○				
12	大和市	養護	養護老人ホーム 敬愛の園 (社会福祉法人 敬愛会)		○	○											
13	大和市	包括	地域包括支援センター 敬愛の園 (社会福祉法人 敬愛会)	○		○	○				○						
14	秦野市	特養	寿湘ヶ丘老人ホーム (社会福祉法人むつみ福祉会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	車椅子磨き
15	秦野市	特養	菖蒲荘 (社会福祉法人 むつみ福祉会)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
16	秦野市	特養	特別養護老人ホーム はだの松寿苑 (社会福祉法人 寿徳会)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			
17	秦野市	団地	下大槻団地ニーズ対応チーム ※連絡先は秦野市高齢介護課	○		○		○			○					安否確認	
18	南足柄市	GH	グループホーム四季の丘 (医療法人社団 帰陽会)	○	○	○	○				○		○	○			
19	大井町	市町	大井町 介護福祉課													配食 介護予防事業	
20	松田町	特養	特別養護老人ホーム レストフルージュ (社会福祉法人 宝珠会)	○	○	○		○			○		○				
21	山北町	市町	山北町 (山北町役場福祉課長寿いきが班)	○	○								○			介護予防教室	

活動内容の区分については、次のとおりである。

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ① ご利用者の話し相手     | ⑦ お茶出し、配膳の補助等 |
| ② 送迎や散歩の補助      | ⑧ 洗濯物の整理等     |
| ③ ゲーム、囲碁・将棋等の相手 | ⑨ 清掃          |
| ④ 歌や音楽の指導や披露    | ⑩ 植木の世話       |
| ⑤ 食事介助の補助等      | ⑪ その他         |
| ⑥ 整髪、着替えの補助等    |               |

指定をした受入施設には、ポイントカードにポイントを付与するカードリーダー端末を設置した。カードリーダー端末は、フェリカポケットマーケティング株式会社が提供する機器を使用した。

#### <本事業で使用したポイント管理用端末と通信カード>



このシステムは、横浜市が運用しているもので、受入施設に設置した端末にセットされた通信カードにより、毎日、夜11時～1時の間に端末のデータを自動的にサーバーにアップロードする機能を有している。

このシステムを利用することにより、ボランティアのポイント管理をコンピュータシステムで行うことができる。

### 3. 2 ボランティアの登録状況

本事業で登録されたボランティアは、総数で236人であった。実施地域ごとの内訳は表3とおりでである。介護ボランティア登録者には、電子カード方式のポイントカード（図1）と、活動の手引きを交付した。

表3 ボランティア登録数

厚木市	68人
秦野市	74人
大和市	37人
南足柄市	8人
山北町	30人
松田町	1人
大井町	18人
開成町	0人
計	236人

図1 ポイントカードのデザイン



本事業で登録されたボランティアは、受入施設でボランティア活動を行う際にポイントカードを持参し、活動日にカードを施設職員に渡しポイントを付与してもらうこととした。

施設に設置されたカードリーダーに当該カードをかざし、「200」ポイントを入力することにより、活動に応じたポイントがカードに記録されるとともに、その内容が、毎日サーバーに伝送される。そのデータは、サーバーを経由して当該事業の実施機関である社団法人かながわ福祉サービス振興会のコンピュータシステムに組み込まれ、自動的にポイントを管理することができるため、迅速かつ正確なポイント管理が可能となっている。

また、受入施設においても、ボランティアポイント付与にかかる手間が軽減されている。

### 3. 3 受入施設におけるボランティア活動実績

本事業に登録したボランティアのうち、活動実施期間中（平成23年12月～平成24年2月）に受入施設で活動したボランティアは、197名であった。21か所の受入施設において、延べ874回の活動が行われたが、197名の内4名が2か所で活動していたため、実人数は193名である。地域別・施設別の活動実績は、表4のとおりである。

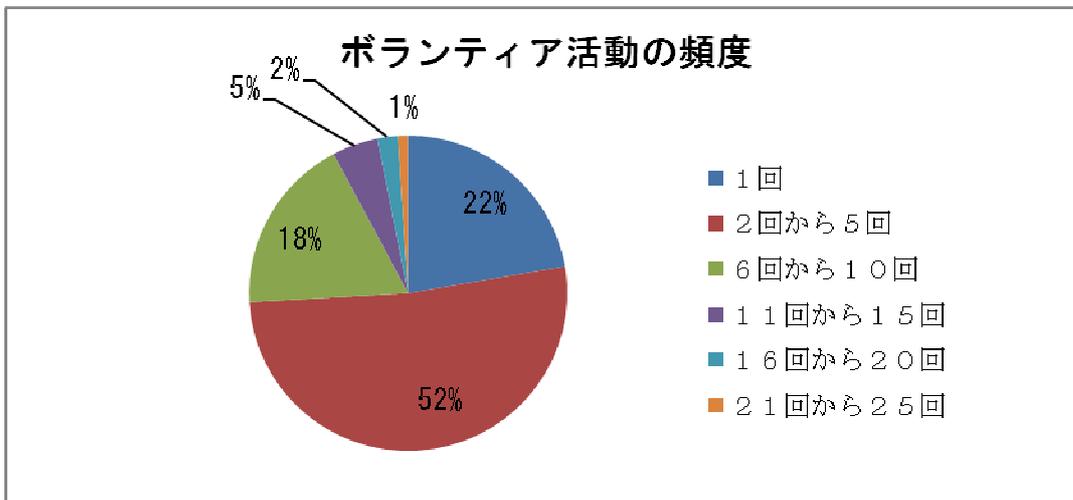
**表4 地域別・施設別ボランティア活動実績**

地域	施設区分	施設等の名称	活動延べ人数	活動実人数	備考
厚木市	老健	介護老人保健施設さくら	0	0	11月15日申請
厚木市	特養	特別養護老人ホーム メイサムホーム	0	0	11月21日申請
厚木市	特養	玉川グリーンホーム	65	26	11月25日申請
厚木市	特養	睦合ホーム やすらぎ すこやか	46	27	12月28日指定
厚木市	障害	愛名やまゆり園	10	4	1月13日指定
大和市	特養	特別養護老人ホーム ひまわりの郷	62	8	11月22日申請
大和市	特養	特別養護老人ホーム サンホーム鶴間	120	9	11月24日申請
大和市	GH	大和YMCAライフサポートセンター	0	0	11月24日申請
大和市	GH	グループホーム すみれの家	0	0	11月24日申請
大和市	特養	社会福祉法人プレマ会 みなみ風	33	5	12月28日指定
大和市	特養	特別養護老人ホーム 敬愛の園	0	0	1月10日指定
大和市	養護	養護老人ホーム 敬愛の園	13	5	1月10日指定
大和市	包括	地域包括支援センター 敬愛の園	19	5	1月10日指定
秦野市	特養	寿湘ヶ丘老人ホーム	88	22	11月24日申請
秦野市	特養	菖蒲荘	52	20	1月6日指定
秦野市	特養	特別養護老人ホーム はだの松寿苑	0	0	1月17日指定
秦野市	団地	下大槻団地ニーズ対応チーム	53	16	1月4日指定
南足柄市	GH	グループホーム四季の丘	12	3	11月22日申請
大井町	市町	大井町 介護福祉課	91	17	1月10日指定
松田町	特養	特別養護老人ホーム レストフルヴィレッジ	15	1	12月26日指定
山北町	市町	山北町	195	29	12月5日指定
合 計			874	197	

### 3. 4 ポイントの付与実績

本事業における活動実施期間中の介護ボランティアへのポイント付与実績をみると、2回～5回が100人と最も多く、全体に占める割合は、51.8%にのぼっている。次いで1回が43人で22.3%、6回～10回が35人で18.1%と続き、16回以上（各月4回以上活動）の者も6人いた。詳細は、表5のとおりである。

表5 ボランティア活動の頻度



活動の頻度	人数	割合(%)
1回	43	22.3
2回～5回	100	51.8
6回～10回	35	18.1
11回～15回	9	4.7
16回～20回	4	2.1
21回～25回	2	1.0
計	193	100.0

### 3. 5 介護ボランティアへの県産品贈呈実績

本事業においては、活動に応じて貯めたポイントを換金するのではなく、神奈川県産品と交換する方法とした。ボランティアには、実施期間終了直前にアンケートと一緒に、進呈する神奈川県産品についての希望を聴き、活動ポイントに応じた品物を送付した。

活動ポイントに応じた神奈川県産品の種類は次のとおり。

<1000ポイント以下>

記号	品物の説明
G	山芋入り丹沢そば
H	小田原の梅干（しそ梅）
I	大山のきやらぶき

<1200～2000ポイント>

記号	品物の説明
D	小田原の梅干（小梅）
E	津久井のそば、ひょうたん漬け のセット
F	丹沢そば、大山のきやらぶき のセット

<2200ポイント以上>

記号	品物の説明
A	丹沢そば、小田原梅干（小梅）、大山ふきのとう のセット
B	津久井のうどん、寄木細工のマウスパッド、小田原梅干（完熟十郎）のセット
C	津久井のうどん、そば、ひょうたん漬け、小田原の梅干（かつお梅）のセット

ボランティアからの希望により神奈川産品を送付した実績は、表6のとおりである。

表6 神奈川産品送付実績

H24.3.20

品名	区域	単価	2000円程度			1000円程度			500円程度			
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	
丹沢そば	秦野市	300										
山芋入り丹沢そば	秦野市	462	9					15	51			
よもぎ入り丹沢そば	秦野	462										
せき麺 釜揚げうどん、陣屋そばセット	津久井	525			4							
せき麺 うどん	同上	315	4									
同 上 そば	同上	420					10					
ひょうたん漬け みそ漬け	大井町	630										
ひょうたん漬け しぼ漬け	大井町	630			4		10					
寄木細工マウスパッド	箱根町	1050	4									
寄木細工ベン立て	箱根町	1520										
梅干し 小梅	小田原	1050	9			6						
梅干し 曾我の梅	同上	1050										
梅干し 完熟十郎	同上	630	4									
梅干し しそ梅	同上	400							46			
梅干し かつお梅	同上	400			4							
きやらぶき 大津屋	伊勢原	525						15			34	
ふきのとう 大津屋	伊勢原	525	9									
送付した神奈川産品の合計			27	12	12	6	20	30	51	46	34	238
送付した人数			9	4	4	6	10	15	51	46	34	179

## 第4章 事業評価のためのアンケート調査

### 4.1 調査の概要

元気な高齢者のボランティアポイント事業を検証するために、次のとおり受入施設や活動したボランティア、実施地域の4市4町に対してアンケート調査を実施した。

#### (1) 受入施設等を対象とした調査

- ア 目的 受入施設等の本事業に対する評価を把握するため。
- イ 対象 21施設（介護ボランティア受入施設等に指定された施設等）
- ウ 実施期間 平成24年2月26日～3月9日
- エ 回答数（回収率） 15か所（71.4%）

#### (2) 介護ボランティアを対象とした調査

- ア 目的 ボランティア本人の本事業に対する評価を把握するため。
- イ 対象 236人（介護ボランティアに登録した市民）
- ウ 実施期間 平成24年2月27日～3月4日
- エ 回答数（回収率） 186件（78.8%）

#### (3) 実施地域市町を対象とした調査

- ア 目的 市町の担当者の本事業に対する評価を把握するため。
- イ 対象 4市4町の高齢福祉部局の担当者
- ウ 実施期間 平成24年3月7日～16日
- エ 回答数（回収率） 7自治体（87.5%）

### 4.2 調査結果の概要

#### (1) 受入施設の回答結果

介護ボランティア受入施設からの回答を見ると、介護ボランティアの活動は、ご本人にとって健康増進や生きがいがづくりなど、良い影響を与えていると感じていると感じていることが分かった。

今後、受入れ施設では、介護ボランティアポイント制度が本格実施された場合には、受入を拡大していきたい意向を持っているが、本事業では、既に施設で活動しているボランティアに登録してもらった経緯があるため、新規のボランティアはおらず、ボランティア活動に対する変化はあまり見られなかったようである。詳細については、表7のとおりである。

表7 受入施設のアンケート調査結果

質 問 内 容	回 答 内 容	
問1 介護ボランティアの登録者が実際に活動されている内容は？（複数回答可） 1 レクリエーションの指導・補助 7 配膳の補助等 2 入所者・利用者の話し相手 8 洗濯物の整理等 3 施設の行事の手伝い 9 清掃 4 散歩の補助 10 送迎の補助等 5 食事介助の補助等 11 配食・会食サービス 6 整髪・からだ拭きの補助等 12 その他	1 13施設 7 7施設 2 10施設 8 6施設 3 3施設 9 4施設 4 3施設 10 2施設 5 2施設 11 1施設 6 5施設 12 7施設	
問2 受入施設等に指定された後、ボランティア活動に変化はありましたか？	1 活動が活発になった、受入人数が多くなった 2 変わらない 3 活動が減少した	2か所 14か所 0箇所
問3 貴施設等の事業運営に介護ボランティアポイント制度は役に立ちましたか？	1 役に立っている 2 わからない 3 役に立っていない	7か所 6か所 2か所
問4 受入施設等に指定された後、貴施設等の業務に変化はありましたか？（複数回答可）	1 業務に良い刺激となっている 2 業務の質の向上につながっている 3 地域交流の意識が高まった 4 業務の負担感が減少した 5 業務の負担感が増加した 6 変化なし 7 わからない	1か所 1か所 3か所 1か所 4か所 6か所 1か所
問5 受入施設等指定された後、貴施設等の利用者に変化はありましたか？（複数回答可）	1 生活に良い刺激となっている 2 利用者の生活がより豊かになった 3 ボランティアとの結びつきが強くなった 4 変化なし 5 わからない	3か所 0か所 2か所 10か所 2か所
問6 貴施設等での介護ボランティアの活動は、活動されるご本人の健康増進や生きがいづくりなど良い影響を与えていると感じていますか？	1 良い影響を与えていると感じている 2 良い影響を与えていると感じていない 3 わからない	14か所 1か所 0か所
問7 介護ボランティアの人数・活動量は、貴施設等の事業運営から十分ですか？	1 十分である 2 やや不足 3 不足 4 わからない	4か所 8か所 2か所 1か所
問8 今後介護ボランティアポイント制度が本格実施された場合、ボランティアの受入に対し、どのようにお考えですか？	1 拡大をしていきたい 2 現状維持 3 縮小したい	10か所 5か所 0か所
問9 介護ボランティアポイント制度の仕組みは、取り組み易かったですか？	1 取り組み易かった 2 取り組みにくかった 3 普通 4 その他	5か所 4か所 5か所 1か所
問10 実施要綱やマニュアルはわかり易かったですか？	1 わかり易かった 2 わかりにくかった 3 普通	7か所 3か所 5か所
問11 ポイントを付与するカードリーダー端末の操作は支障なくできましたか？	1 使い易かった 2 使いづらかった 3 普通	9か所 1か所 5か所
問12 ポイント付与の作業は、貴施設等の職員の業務に負担となりましたか？	1 負担となった 2 負担とならなかった 3 わからない	4か所 10か所 1か所
問13 介護ボランティアポイント制度の評価について、どのようにお考えですか？	1 よい 2 どちらともいえない 3 改善すべき事業である	12か所 3か所 0か所

## ◆受入施設の自由意見

### 1 受入施設等に指定された後、ボランティア活動に変化はありましたか。

- ・活動日が決まっている方が多いため、受入人数の増加はなかった。
- ・活動にはりあいが出ている様子を感じた。
- ・定期的な活動のため、特に変わらなかった。
- ・山北町はボランティアポイントを町の事業である介護予防塾のボランティアに限定し、その介護予防塾は4団体、3か所において実施したため、出席を出席票にて管理し、町役場でポイントを一括入力した。出席状態は個人個人把握できるものの、手元にポイントが溜まる実感がなかったためこのような状態になったと思う。
- ・受入施設であることを外部に発信する機会がなかったため、ボランティアポイントを理由に入る新規のボランティアがいなかった。
- ・当施設のボランティア活動は、すでに定着していて、特に変わることはない。
- ・もともと活動している人にしか周知しなかった。
- ・すでにお世話になっているボランティアさんは、特に見返りを求めない方が多いことと、期間が短かったため、特に大きな変化は見られませんでした。

### 2 事業運営に介護ボランティアポイント制度は役に立ちましたか。

- ・制度の説明時や窓口でのポイントカードのやりとりで、ボランティアの方との会話が増え、交流を図ることができた。
- ・ボランティア担当以外の職員についても、ポイント入力に係わるものがきっかけで関心を持ち、自主的に声かけをする場面が見受けられた。
- ・ボランティアの楽しみになって、話題が増えた。
- ・ボランティアさん達はポイントが溜まるのを楽しみにしており、やりがいを感じてくれるようになった。
- ・既存のボランティアのみの登録であったため、役に立った実感はないが、他市町村ではこういった事業を行っていることを知り勉強になった。
- ・出席状態の管理の方法において、ハンコを押すポイントカード等、たまる喜びを手元で感じる方法なら活発になったと思う。
- ・ボランティアさんとは日頃コミュニケーションをとることが少ないので、この制度の説明や手紙を通して交流を図ることができた。
- ・ボランティア活動そのものは事業運営に大変役立っている。ポイント制度についての反応は、まだわからない。
- ・特に謝礼を渡しているわけではないので、ボランティアのはげみになったと思う。

### **3 今後介護ボランティアポイント制度が本格実施された場合、ボランティアの受け入れに対し、どのようにお考えですか。**

- ・当施設で望んでいる内容の活動をしていただけるボランティアの方（車椅子の整備、清掃など）について、ニーズが伝わるような情報発信を検討したい。
- ・より多くのボランティアを希望しています。また、結びつくきっかけとなります。
- ・ボランティアの量はまだ不足しているが、受け入れの体制がまだ不十分のため現状維持とします。
- ・今までどおり施設側の都合でボランティアをしてもらうのではなく、入居者さんのためになる方たちの受け入れを行いたい。
- ・定年退職者など、家の中から出ない人たちが外へ出るきっかけ作りになり、介護状態になる抑止力につながると思う。
- ・増加する高齢者を高齢者が支える環境を作ることにつながる社会づくりのきっかけになると思う。
- ・今回は導入までの準備期間が少し短かったので、今後は余裕をもってスタートできるなら、内外に広くボランティアポイントを知らせたい。
- ・人数はもう少し多いと良いと思いますが、特に拡大する必要はない。
- ・新たな取り組みなので、いい機会だから周知したい。
- ・当園のボランティアさんは、対象年齢の方が多いため、改めて声をおかけしたいと思っています。また新規登録される方にもお伝えしていければよいと思います。

### **4 介護ボランティアポイント制度の仕組みは、取り組み易かったですか。**

- ・取り組みやすかったが、事務負担はあった。
- ・主旨がよくわからずに取り組んでしまったため、実際行ってみるとボランティアからの質問に対して返答できないことが多かった。
- ・今回は最良の方法で実施できたため、取り組み易かったが、山北町で行った「ポイントの所有感」という点で「その他」に
- ・ボランティアさんにすんなり受け入れられ、施設でもスムーズに理解が得られたので、どなたにもやさしい主旨だったと思う。
- ・グループ、団体等で活動していただいている方々に、施設職員の交替制のため公平な対応ができなかった。
- ・事業所として取り組みやすかったが、ボランティアさんが活動記録を記入する手間があった様子。
- ・書類の記入や証明書のコピーを用意するのが、ボランティアさんには手間だったようです。

## 5 実施要綱やマニュアルはわかり易かったですか。

- ・シンプルにまとめてありわかり易かった。65才以上の方向けの案内の方は、イラストを入れるなど、楽に読みたくなる仕掛けがあるとさらによいと思う。
- ・文面が少しわかりづらかった。
- ・説明会にて丁寧な説明を受けたため、受入施設としての要綱は理解できたが、ポイント制度を実際に使うボランティアさんからは、「登録のしかたがわからない。書類の書き方がわからない。他にポイントを貰える場所は？」等の質問が多数で、実際に活用された方は三分の一程度だった。
- ・届いたその日から問題なくできた。
- ・事前説明会でおおかたのお話をお聞きできたので、わかりづらい点はなかった。
- ・マニュアルはとてもわかり易かった。

## 6 ポイントを付与するカードリーダー端末の操作は簡単でしたか。

- ・操作は事務・相談6名の職員が対応したが、一度も操作ミス・エラーは起きなかった。
- ・GOOD!
- ・操作自体はわかりやすかったが、一度間違えるとなかなかもとに戻らず困った。
- ・事前説明もあったため、取り組み易かった。
- ・使い方がわかり易かったので、使い易かった。
- ・操作は難しくなく、大丈夫だった。

## 7 ポイント付与の作業は、貴施設等の職員の業務に負担となりましたか。

- ・ポイント付与は問題ないが、事前登録の書類の説明が少し大変な作業となった。
- ・ポイント付与作業を通じて、話題が増えた。
- ・ポイント付与の作業は、忙しいときや人手がない時など手間がかかった。

## 8 今回の調査研究事業全体を通し、改善が必要な点を御記入ください。

- ・今回の事業は、受入施設にとってボランティア活動をされている方、これから始めたいと考えている方にとっても良い制度であるという印象は変わりませんでした。今回は調査研究事業のため、登録までの説明と登録後のポイントカード等の引き渡し作業で難しかった点もありましたが、実際の制度では問題ないものと思います。
- ・当施設ではボランティアに登録していただくときに年齢を伺っておらず、65才以上の年齢確認に気配りと慎重な配慮が必要でした。特にグループの方は資格のある方とない方とられ、リーダーにご協力いただきました。
- ・説明 - 申込 - 登録 - カード・手引き配布 までの準備期間が短かった。
- ・65才以上に限定しない方が良い。この制度を市民・施設に理解・浸透させて行くには時間がかかると感じた。今回、新規登録者はいなかった。

- ・ボランティアへのアンケート用紙は、65才以上の方には少々文面がむずかしいのではないかと感じた。
- ・ボランティア個々の理解がまちまちで、導入時には施設側も理解が不十分なため対応に時間がとられました。
- ・カードの裏面の名前を書く欄が書きづらかったのが気になった。
- ・ボランティアの方がポイントに興味がない。
- ・山北町では、割り当て人数があったため介護予防塾のみ対象という制限を行った。そのためボランティアの人数、活動内容ともに変化を観ることができなかった。この先、このような制限を取り外すことができればボランティア主体の活動が増え、高齢者同士のつながり、また、生きがいつくりのカンフル剤になると思う。
- ・期間3か月では、既存のボランティアのみ対象とせざるを得ないため、期間の見直しが必要と思う。
- ・ボランティアの対象が65才以上のため、登録や説明の簡素化が必要かと思う。
- ・複数の施設で活動されている方が、どの施設でもポイントが付与される制度になることを期待します。
- ・短時間のボランティアでも、活動中でもカードリーダーを通せばよく、活動記録も必要なしとなればよいと思う。法人内に小規模のデイサービスがあり、そちらでも実施したかった。
- ・ポイントカードは、同一施設で1日に1回（200P）しか使用できないシステムになっているとボランティアご自身で操作していただけるので良いのではと思います。（今回は人数が少なかったため職員の負担にはさほどならなかったのですが、対象者が増えると職員が活動後に対応できなくなると思われるため。）

## (2) 介護ボランティアの回答結果

介護ボランティア登録者からの回答結果をみると、介護ボランティアポイント制度については、登録者の65.6%が「良い」「まあ良い」と評価している。活動の状況を見ると、ボランティア登録者の約55%が週1回～2回活動していることがうかがわれる。

活動内容については、リクリエーションの指導・補助、ご利用者との話し相手が多く、活動してよかった点として、半数以上の登録者が、「日々の生活への張り」、「健康増進」、「仲間ができた」、「元気がもらえる」を挙げている。

ポイントについては、「活動の励みになった」と答えた登録者が43%、「特に変わらない」と答えた登録者が41.9%であった。活動している人と活動していない人では、意見も違うと考え、それぞれ区分して集計した。詳細については、表8-1、表8-2のとおりである。

### <活動しているボランティアの評価>

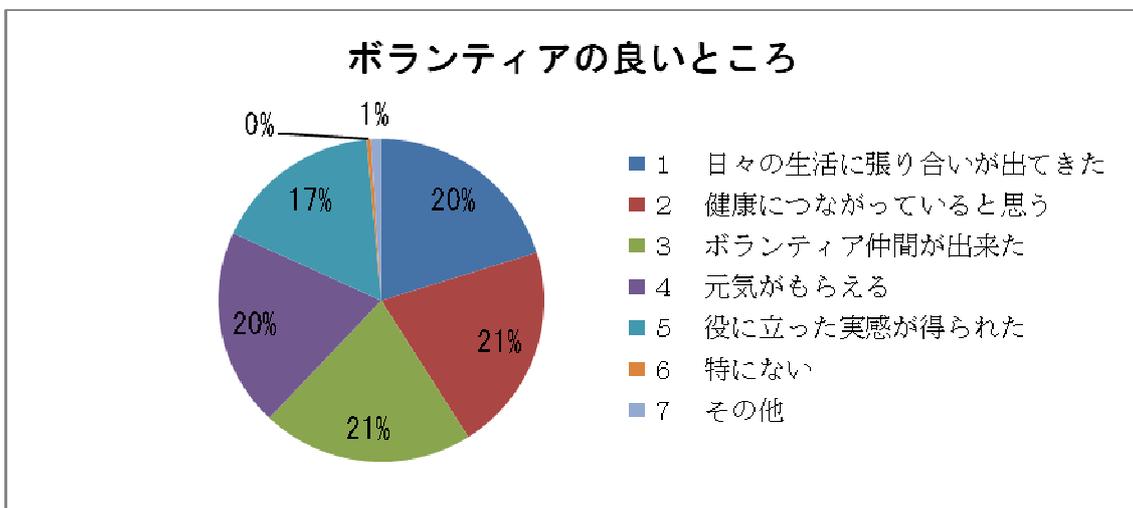
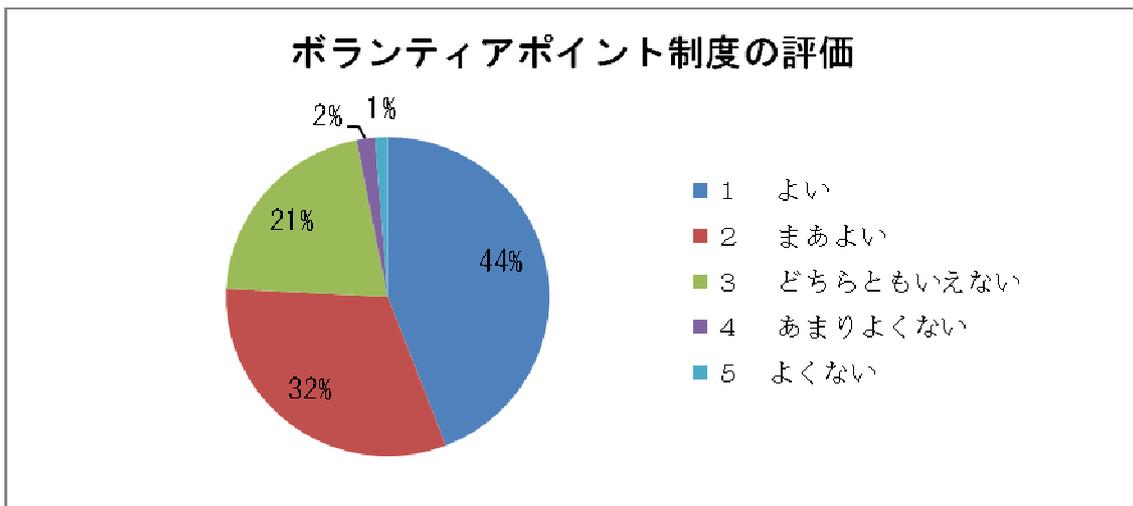


表8-1 介護ボランティアの回答結果（活動している人）

質問内容	回答内容	回答者数
問1.現在どれくらい活動を行っていますか？ (ひとつ選ぶ)	1 週4～5回程度	6
	2 週2～3回程度	24
	3 週1回程度	65
	4 月2回程度	41
	5 月1回程度	31
	6 年数回程度	21
問2.どのような活動を行っていますか？ (あてはまる番号をすべて選ぶ)	1 レクリエーションの指導・補助	55
	2 入所者・利用者の話し相手	41
	3 施設の行事の手伝い	33
	4 散歩の補助	18
	5 食事介助の補助等	11
	6 整髪、からだ拭きの補助等	9
	7 配膳の補助等	35
	8 洗濯物の整理等	31
	9 清掃	41
	10 送迎の補助等	20
	11 配食サービス	14
	12 会食サービス	5
	13 その他	105
問3.活動をして良かったことは？ (特にあてはまる番号を3つまで選ぶ)	1 日々の生活に張り合いが出てきた	99
	2 健康につながっていると思う	102
	3 ボランティア仲間が出来た	103
	4 元気がもらえる	97
	5 役に立った実感が得られた	82
	6 特にない	2
	7 その他	5
問4.この事業のボランティアの登録前と後では、変化はありましたか？ (特にあてはまる番号を3つまで選ぶ)	1 活動のポイントがつかうことが励みになった	80
	2 ボランティア活動の回数が増えた	12
	3 ポイントがつかうことで楽しみが増えた	72
	4 介護ボランティア以外の活動も始めた	16
	5 特に変化はない	78
	6 その他	11
問5.改善が必要なことはありますか？ (特にあてはまる番号を3つまで選ぶ)	1 受入施設等を増やしてほしい	25
	2 対象となる活動を拡大してほしい	28
	3 定期的に情報提供してほしい	45
	4 登録者向け研修などを実施してほしい	29
	5 登録者同士の情報交換の機会がほしい	28
	6 事業の広報を更に行ってほしい	26
	7 登録者への各種優待制度がほしい	25
	8 わからない	55
問6.「介護ボランティアポイント制度」の感想を伺います。 (ひとつ選ぶ)	1 よい	71
	2 まあよい	51
	3 どちらともいえない	34
	4 あまりよくない	3
	5 よくない	2

<活動していないボランティアの評価>

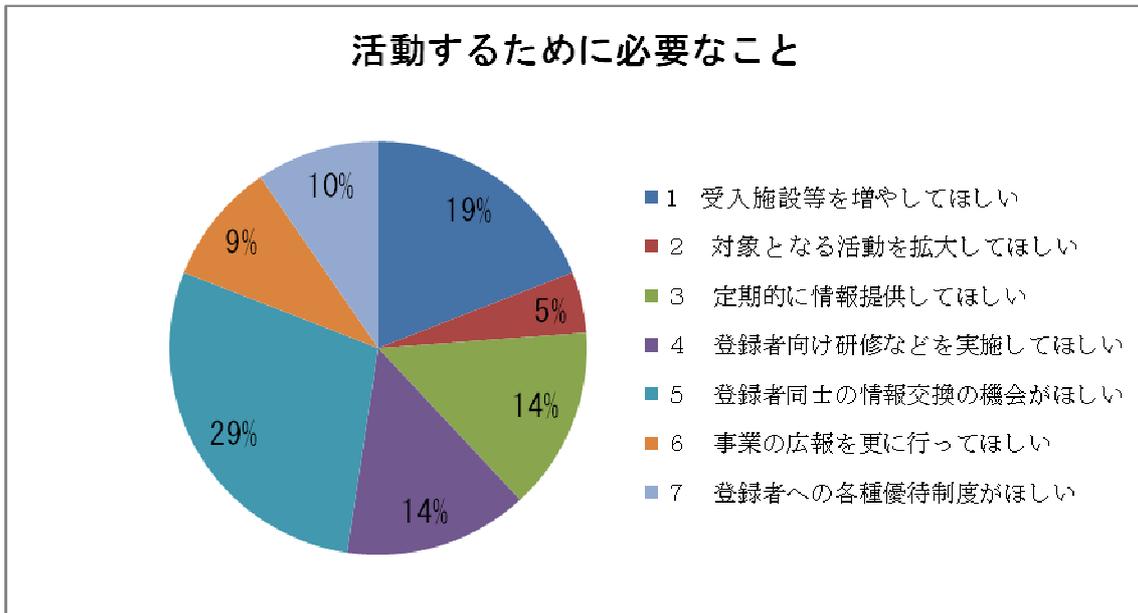


表 8 - 2 介護ボランティアの回答結果（活動していない人）

質問内容	回答内容	回答者数
問1.介護ボランティア活動をしていない理由は何ですか。(ひとつ選ぶ)	1 受入施設が家の近くにない	0
	2 家の近くの施設では、希望するボランティア活動を募集していない	1
	3 活動はしたいが、きっかけがない	0
	4 活動する時間がなかった	2
	5 登録後に活動を休んでいた	0
	6 その他	2
問2.定期的に活動するためにどのようなことが必要ですか。 (特にあてはまる番号を3つまで選ぶ)	1 受入施設等を増やしてほしい	4
	2 対象となる活動を拡大してほしい	1
	3 定期的に情報提供してほしい	3
	4 登録者向け研修などを実施してほしい	3
	5 登録者同士の情報交換の機会がほしい	6
	6 事業の広報を更に行ってほしい	2
	7 登録者への各種優待制度がほしい	2
	8 わからない	0
問3.「介護ボランティアポイント制度」の感想を伺います。(ひとつ選ぶ)	1 よい	14
	2 まあよい	4
	3 どちらともいえない	5
	4 あまりよくない	0
	5 よくない	0

## ◆介護ボランティアの自由意見

### 1 ボランティアの良いところ

- ・お手伝いした日など、はればれとして楽しみを感じています。
- ・ドライヤーをかけながら、お話をしたり、感謝されたりすると、とてもうれしいと思います。
- ・私の場合ですが、ボランティアをすることで、ほんの少し社会に繋がっているのかなと思え、心が豊かになれます。
- ・無償ボランティアとして7年間続けています。書道を通して一人一人の内面を豊かに表現することを目指し指導しています。楽しみに待って頂けるのが励みです。
- ・26年間ボランティアを続けています。最初は50代だったので忙しい日々で少し大変でしたが、今は月2回の縫い物がとても楽しみです。私はプロとして洋裁をしていましたので今は役に立つことが嬉しいので手作りの小物を色々なアイデアを生かしながら作ることが生活の励みと認知症防止にもなり、有難いと思っています。

### 2 ボランティア活動に対する感想

- ・裁縫を主とした仕事をしています。施設で頼まれたもの、利用者さんの繕いもの、手芸の指導など、その中で会話、話の聞き手になったりしています。ここにきて9年目に入りましたので特に変わったことはありません。
- ・ボランティアの場合、身体介護は出来ないとのことなので、経験者や有資格者なら出来るようにしていただければと思います。
- ・週2回のうち1回は書道の指導を行っております。一般の書道教室の様に一つの課題を皆で書くのではなく、初心者から上級の方まで色々な手本（季節にあった）を持参し、好みの字を何種類でも書いて楽しんで頂いております。皆様の心と技量の要望を少しでも満たされればと頑張っておりますが、まだまだ能力不足のようです。
- ・私達の介護予防塾は、地域の方々の希望があり立ち上げたグループで、今年で3年目になった新しい教室ですが、とにかく一日を笑って過ごせる様に頑張っています。
- ・お受けした以上、ただただボランティアサービスを消化させる事だと思います。活動内容は本の読み聞かせが中心です。
- ・少しでもお手伝いが出来良かった。菖蒲荘は笑顔で明るくとても良いです。
- ・施設の方々が感謝されるなら手伝い、自分の健康のためにも頑張ります。何もありません。
- ・同じボランティアでも金銭を貰っているサークル、貰っていないサークルがある。私たちサークルは持ち出しです。年会費を収めている。だからボランティアでも色々あ

と思う。

- ・この様な制度がなくても私達は毎週水曜日、正月だろうと祝日だろうと休むことなく23年間続けて参りました。この様な制度が出来ても出来なくても、これから先も、健康に気をつけて、続けていきたく思っています。

### 3 介護支援ボランティア制度に肯定的な意見

- ・ボランティアポイントですごく励みになりました。
- ・ボランティアを始めて楽しいことばかりで、さらえにポイントが出来て、とても嬉しかった。またお願いします。
- ・ボランティアであって都合のつく時に行っているの、ポイントを稼ぐという思いはありません。
- ・ポイントをためておいて万が一自分が利用したい時に、それらから役に立てることが可能になればよい。3月から楽しみがなくなりました。残念！
- ・私達はボランティアとして自主的に活動に参加しているので、このままでも良いと思っているが、後に続く様にする為には、ポイント制度があれば多少は次のボランティア世代に有利かなと思います。
- ・もう少し早い段階から実施して欲しかった。
- ・登録している人が優先的に利用できるようになれば幸いです。
- ・時間の都合によっては2~3時間、1日とある場合のポイントの付き方を変えたら、ボランティアもし易いかなとも思います。ポイント制はとても良いと思いますが、いつの日か私がサービスを受ける際に、ポイントに応じたサービスが受けられたら良いと思います。
- ・近い所でボランティア活動を希望している人は意外と多いので、受け入れ施設を増やし、受け入れ側とボランティアがお互いに、よりよい関係で活動出来るようにしたら良いと思う。ポイントは貯めて自分が必要になった時、利用できるようにしたらよいと思う。
- ・この事業が始まっても施設で聞いて応募している期間があり、遅くからのポイントとなりました。事前に期間と受付の時間を考慮して、連絡して頂きたい。常時、本事業があると良いと思いました。
- ・受け入れ施設を増やして欲しい。
- ・一つの励みになれば有意義だと思う。
- ・趣味で他の施設へボランティアに行っているが、ポイント制度を行っていない施設がある。また大和市以外でボランティア活動をしているので、これもポイントにならない。ポイント制度とは関係なく、今まで10年以上ボランティアしてきたが、更にポイントがあると励みになる。
- ・月に5か所ボランティアに行っていますが、1か所しかポイントを付ける所ないです。

あとの4か所はやってません。これから全か所付けるようになりますかね。

- ・自分達よりも、これからボランティアをやろうとする人の励みになれば、すごく有難いです。
- ・この制度が実施されることは、大変良いことと思いますが、10年位でしたら、もっと効果があったと思われます。今の若い方は、ボランティアの時間があったら一時間でも自分の為に働きたいと考える人が多く、ボランティアを勧めてもやる気のある人はおりません。23年活動していますと、仲間と何時までボランティア活動できるのか考えられさせられます。水曜日はソニーOB会退職後パート先が水曜日が休みの為ボランティア活動、土曜日は市がボランティア講座を一年間あり、その仲間と17年間ボランティア活動は活動の足がないと出来ません。自家用車での活動です。今回の実施は1月末に知り、私達は2月のみの活動でした。最後の2/29は雪の為お休みしました。私達の活動を知って頂いただけでもありがとうございました。お疲れ様！
- ・草むしりなど。ボランティア活動なのでポイントがもらえる事は励みになるので、良い制度だと思う。

#### 4 介護支援ボランティアに否定的な意見

- ・職員の手を休めてポイントカードを押して頂くので、それが嫌でした。元気で働けると思ってやっているのに、ポイントは余り気にしていなかった。
- ・年齢が65歳以上を対象というところに疑問があります。若くても時間と気持ちがあればボランティア活動をしたいはずです。
- ・ボランティアポイント制度には、「ボランティアという趣旨」から疑問があります。私も人間ですから欲はあります。強いて言えば、得られたポイントがその人の将来に役立つような還元方法もあっても良いのかなあと思います。
- ・自分から希望される方のみで良いのではと思います。
- ・ボランティアで見返りを望むのは良くないと思う。人の役に少しでも役に立っているという自己満足で十分だと私は思う。
- ・登録者の優待制度でなく、させて戴く心持、感謝があつてこそ、このような奉仕が長続きできるのだと思います。
- ・ボランティア活動をしている人は、見返りを望んでいるわけではない。気持ちよくボランティア活動ができるのが一番よいのではないかと思う。ボランティアの仲間づくりが出来ればよいのではないか。このアンケートが余りにも急な連絡であったので、活動をポイントの2月にカードが届かない始末。ボランティア仲間に連絡してもカードが届かないので意味がない。連絡方法をもっと効率よくした方が良い。通信費がかかりすぎではないかと思う。返信の投函日も急すぎると思う。
- ・ポイント制度は本来の趣旨を歪曲するものだと思います。

## 5 介護支援ボランティアの改善に関する意見

- ・登録前との変わりもなく、予防教室のある日は休みなく出ています。ポイント制度も考えて頂いた事は良いと思いますが、続ける事により将来介護が必要になった時介護サービスが受けられる様な息の長いポイント制度を期待します。
- ・ボランティア活動をする 50～60 代の方の意識を高める様な制度にして頂けたら、ボランティア活動をする人が減少している今、改善出来ると思われます。
- ・現在、私達と共に 50 代の方が頑張っています。65 歳以上に区切られて何か割り切れません。若い方にも介護予防に理解を持って頂ける様なポイント制度を考えて頂きたいです。
- ・私は、ポイント制度は非常によいことだと思います。でも商品との引き換えは感心しません。それよりもポイントを貯金できるようにしてほしい。すでに 67 歳になります。いまはとても元気でボランティアの仕事をさせてもらっています。体の動くうちは楽しく手伝わせていただきたい。ポイントをためて年月がたち、自分か家族が動けなくなったときに、貯金しておいたポイントを使えるようになると、非常に効率的だと思います。そのような制度ができるとボランティア活動者も増えると思います。
- ・ポイント制度でボランティアを増やす、それも一つの策かもしれませんが、もっと身近に介護ボランティア募集のお知らせなどを回覧板のような形ですると元気な方はちょっと覗いてみよう（行ってみよう）となる人もいるかもしれません。もっと身近で活動をお知らせすることが大切だと思う。
- ・ポイントを積み立てておき、自分が介護が必要になった時、使えるような仕組みになればいいと思います。
- ・自分自身が介護を必要になった時、ポイントを利用したサービスが利用できるといいなと思います。特養で 10 年以上ボランティアを続けてきました。
- ・もう少し長くやってほしい。食べるものではなく、記念に残る様な物を頂ければと思います。役に立ったと思える様な品物がいいと思いました。
- ・毎週 3～4 回カラオケのボランティアで訪問していますが、ポイントになる施設と、そうでない施設が、はっきり解らない点と、私達カラオケで訪問している施設にはポイントになる施設が余りないとの事です。ポイントが付く、付かないは、どこが違うのか、又、出来るだけ多くする方向にもって行って欲しい。
- ・私達グループは 20 年ほどボランティアをしています。1 月末突然お話を聞き、2 月だけの協力になりました。今から始める人が対象のようで返事に困る所がありました。宜しく願いいたします。品物を頂くのではなく、私が、介護が必要になった時ポイント数に応じて何か利用できるように希望します。

### (3) 実施市町の回答結果

実施地域の市町村担当者の意見をみると、本事業の評価については、良いとした自治体が1、どちらともいえないとした自治体が3、改善すべき事項があるとした自治体が2であり、今後本格実施する主体となることが想定されている市町としてとまどいを感じられた。

また、実施する際の課題としては、「ボランティア」という用語を使用する場合に、従来からボランティア活動を行っている者に、換金につながるポイントを付与する本事業について理解が得られにくいこと、65歳という年齢で、事業に参加できる者とできない者に区分されてしまうことが指摘された。

## ◆実施地域自治体の意見

### 1 厚木市

市の一般財源による福祉施策としては、「安否確認を兼ねた配食サービス」や「住宅改修に要する費用の一部助成（セーフティ住宅支援事業）」等の介護保険外のサービスの充実を図っている。また、介護ボランティアポイント制度については、第5期介護保険事業計画に位置付け、平成25年度に導入を図る予定である。

現在、課題と考えられる点は次のとおりである。

- ・既存のボランティア事業との区分が難しい。
- ・「活動→ポイント付与→金品」という流れの部分だけが先行して、事業趣旨が周囲や関係団体に理解されない。
- ・受託する団体が見つからず、直営でやらざるを得ない場合、受け入れ施設等との調整、ボランティアのコーディネート、ポイントの管理・換金処理など、業務が煩雑である。
- ・既存のボランティアを活用している施設の場合、ポイント制とはいえ有償に近いボランティアを活用する事は、既存のボランティアとの共存がしづらい。
- ・施設側のニーズは募集時に内容掲載されるが、実際に来るボランティアがそれに対してどの程度のレベルで動けるのか等が分かりにくい。

現在、周知が不足していることから、「高齢者の生きがいつくりによる介護予防」と言った本来の部分が市民・ボランティア・受け入れ施設に浸透しておらず、実質的に「有償ボランティア」と言った理解が先行していると感じる。

また、前述の理解も含め、既存のボランティアとの共存についてもかなり課題が多く、関係各位に対して相当量の調整が必要になると思われる。

本事業の実施については、社会福祉協議会との連携が不可欠であるが、事業の内容が伝わりにくい部分があるので、県の社会福祉協議会等を通じて各市町村の社会福祉協議

会に、事業の周知と協力の要請をお願いしたい。

## 2 大和市

ボランティアポイント制度に参加できる人と、そうでない人が年齢で分けられてしまうことに、施設側として、多少の抵抗感を感じるとのことでした。(1団体)

本市では、「健康創造都市やまと」を将来都市像に位置付けており、高齢者施設においても、健康寿命の延伸を目指した事業を中心に展開しています。同ポイント制度については、他市の実施状況を伺っても効果までを知ることができず、本市の施策として位置付けるためには、慎重な検証が必要であると判断しています。

効果の検証に、利用者などに対してアンケートを取って終了する傾向が見られるため、制度を初めてスタートさせた稲城市同様、詳細な効果検証が必要です。

## 3 秦野市

市が働きかけを行った団体とは、連絡をとったが、直接手を挙げた施設とは連絡をとらなかったのも、特に相談や話し合いはなかった。孤独死を防ぐために、既存の団体(今回申請した大規模団地ニーズ対応チーム以外にすでに買い物等ボランティアを実施している団体等)を中心に、横のつながりを持てるように組織化する必要がある。その際、ボランティアへの謝礼の一つとして、ボランティアポイントが考えられると思う。

ポイントを付ける際に、ボランティアの活動内容、時間等を細かく区分けして、ポイント数を決めていく必要がある。また、ボランティアの活動内容やポイント制度の仕組みについて、より市民にPRする方法を検討する必要がある。

ボランティアに登録した人が、活動中に事故を起こした場合に、ボランティア保険に加入しておいた方が良いのではと思う。もしくは、受入施設で一括して保険に加入すべきではないか。

今回ボランティアポイントの対象となる施設について福祉施設に限定しているが、他の施設(公共、民間等問わず)を対象施設として広げる場合、よりきめ細かい事業内容(ボランティア活動内容、ボランティアの活動時間等)を定め、ボランティアの活動内容によって、たとえば極端な例として、簡単な活動内容とものすごく大変な活動内容でポイントに差が出るようにする必要が出てくる恐れがある。

施設ではなく、需要のある特定の活動を指定して、ボランティアポイントの対象とすることができれば、地域の課題を解決できる仕組みとなる。

また、既存のボランティア活動との整合性を図る必要があり、ボランティアは基本的に無償であるべきだが、ボランティアポイントが金銭での対価とならないかについて整理しておく必要がある。

## 4 南足柄市

高齢者の身近な地域で介護予防が進められるよう、地域における介護予防教室の実施か、介護予防の知識か技能を取得した。「介護予防サポーター」の養成・育成など、地域住民の力を活かした介護予防を進めている。

当該制度の位置づけについては、地域支援事業の財源の中で運用していくものなので、介護予防の一つの施策として位置付けていくものと考えます。

介護ボランティアが活動する場を施設だけでなく、様々な活動でも（例えば通学時の見守り活動など）対応することが可能となるように改善を図る必要がある。

## 5 大井町

一次予防事業においては、ボランティアの支援を受けながら実施している。近年では元気な高齢者が増えて、高齢者＝介護予防事業参加者ではなくなってきた。後期高齢まで現役で仕事をしたり、趣味やボランティア活動をされている方が増えているので、町としては高齢者の活動の場を提供することが、介護予防につながると考えている。

ボランティアポイントについては、他の団体との兼ね合いがあるので、町単独での実施の可能性は今のところ無い。しかしながらボランティアもモチベーションが上がるので、良い取り組みだと思う。

## 6 開成町

施設内の行事がある時に、催し物の出演で来てくれる人はいるが、年に1回程度であり、継続的に来てくれているボランティアはいない。

高齢者の生きがいをづくりとして、ボランティア活動の活性化を図り、お互い支え合っていく地域づくりを進めていくことを計画の中に記載しているが、ボランティアポイント制度の導入は未定のため、計画書の中では位置づけていない。

## 7 山北町

介護ボランティアポイント制度において、ポイントを管理する際はポイントの所有感、生きがいを持たせるためには、各々にカードを配布し個人で管理をしていただく必要性を感じた。山北町では、ポイントの管理を出席表で行ったため、利用者のポイント所有感を得られなかった。

現在、山北町では、第4期計画のもとで高齢者に対して、「生きがいをづくり」の施策を行っている。生きがいをづくりについては、町の社会福祉協議会による老人による老人クラブ活動の推進、高齢者生きがい事業団による高齢者の経験や能力を生かした、地域社会への参加、二次予防者への介護予防教室への参加等、高齢者の状態に合わせた居場所づくりを行っている。

第5期計画では、第4期計画の完成型として、高齢者の地域とのつながりを一層強いものにしていく必要がある。ボランティアの人数を増やして、質を高め、高齢者が自分たちで生きがいを見いだせる体制作りを行っていくために、ポイント制度の活用を検討している。

年齢によって、ボランティアポイント対象者であるか、ないかの枠組みを決めるのは、ボランティアのモチベーションを下げる可能性がある。対象外の方からの申し出はなかったが、対象者において、「若い元気なボランティアの確保、育成のためにこの事業をしてほしい。」との申し出があった。山北町は、この件をふまえて、検討していく予定である。

ボランティアの人数増加、質の向上、やりがい増進において、一定の効果が見込まれ、コミュニティーの形成など、高齢者の居場所づくりに役に立つと思うが、対象年齢の枠組みを決めることには、検討の余地がある。

## 第5章 事業評価と今後の展望

### 5. 1 検証会議における事業の効果

要介護になる恐れのある高齢者を対象とした介護予防事業は、各市町村が地域支援事業のなかで実施しているところであるが、今回、4市4町でモデル実施した「元気な高齢者の介護ボランティアポイント事業」については、要介護になる恐れのある高齢者に限定するのではなく、広く高齢者の居場所と出番を積極的に作る施策の社会実験として実施したところに特徴がある。

検証会議では、実際にボランティアを受け入れた施設のアンケート調査結果や、ボランティア活動を行っている高齢者の声などを拾いながら制度の検証を行った。そのなかで、今回のモデル事業については、実施期間が短く、広く事業の告知を行うことが難しく、新しくボランティアを募ることができなかったことや、実際に施設でボランティア活動を行っている高齢者を対象としたために、ボランティアポイント制度に対する否定的な意見も一部見られたところである。

#### (1) 受入施設におけるアンケート結果から見てきたもの

##### ○健康づくりや生きがいがづくりに役立つ

モデル事業に参加した受け入れ施設では、元気な高齢者の介護ボランティアを前向きにとらえていることが伺われた。そのなかで、特に良い影響を与えていると感じていることは、「活動されるご本人の健康増進や生きがいがづくり等に役に立っている」ということである。実際にボランティア活動をされている高齢者に接しながら感じていることであるため、かなり説得力があると考えられる。ただし、今回のモデル事業では新規のボランティアはおらず、これまで施設でボランティア活動を行っていた方々に対する評価であることに留意する必要がある。ボランティア活動は、ビジネスと違って金銭的な対価を求めない活動であり、その活動の見返りとして、「感動」や「共感」、「笑顔」といったお金で買うことのできない「心のエネルギー」をいただくものと思われる。

人間は、「感謝」、「感動」、「笑顔」、「ありがとう」などの「プラスのエネルギー」から、心の健康を増進させることができると考えられ、心と体の健康づくりに役立つのであろう。

##### ○施設の事業運営に良い影響

多くの受入施設では、介護ボランティア活動が施設の事業運営に良い影響を与えていると感じており、もっと多くのボランティアに来てもらいたい意向を持っている。さらに、制度が本格実施になった場合には、ボランティアの受け入れを拡大していきたいと

考えており、介護ボランティア制度に対する期待が大きいことが伺われた。

このことは、何を意味するのであろうか。ボランティア活動は、高齢者の健康づくりや生きがいつくり役に立つだけでなく、受入施設にとってもメリットがあることを指摘している点が興味深い。

具体的にどのような効果があったのであろうか。アンケートの記述を見ると、受入施設においては、直接、ボランティアをされている高齢者と話すことや交流することが少なかつたようで、ポイント制度の試行により、制度の説明やカードの受け渡し等をするなかで、ボランティアとの会話が増え、交流の機会が増えたとのことである。

これは、受入施設のボランティア受け入れ方針にも関係することであるが、ボランティア活動が慣れてくると、受付にある活動記録簿に名前を書くだけで、施設の職員と会話をしないで活動に入るボランティアも少なくないであろう。特に、継続して活動している方々を対象としたので、その傾向が多くあったように思われる。こうしたボランティアとポイントカードを介して、施設の職員が、「ありがとう」や「お疲れ様」という感謝の言葉をかけることにより、交流が図られたということかも知れない。

お互いにコミュニケーションが上手にできると、ボランティアの方々も張り合いが出てきて、施設の職員とボランティアとの間でお互いにプラスの時間を作ることができるのであろう。一方、施設職員とのコミュニケーションを負担に感じるボランティアがいることも留意しなければならないが、大事なことは、お互いに相手のことを理解し合い、お互いに感謝の気持ちでコミュニケーションをする気持ちであり、ポイントカードを有効に活用しようとする姿勢であろう。

## **(2) ボランティアへのアンケート結果から見てきたもの**

### **○ポイント制度の良いところ**

モデル事業に参加していただいたボランティアの方々にアンケート調査をした結果を見ると、多くのボランティアは、「ポイントが励みになる」、「これからボランティアをする人の励みになる」、「受入施設を増やしてほしい」などの意見にみられるように、介護ボランティア制度を肯定的に受け止めていることがうかがわれる。ただし、留意すべきこととして、ポイント制度が良いというよりも、地域社会をよくするための活動に行政が積極的に応援している姿勢を評価しているものと考えたほうが良いと思われる。

一方、ポイントを貯めておいて、将来の家族や自分の介護サービスに利用したいと考えている高齢者が多くいることもうかがえた。このことは、将来の介護リスクに元気なうちに備えておきたいという気持ちの表れであり、介護にはお金がかかるため、少しでもポイントが利用できると良いと考えているためであろう。

介護ボランティアポイント制度については、現金が欲しいと考えている高齢者は少なく、多くのボランティアは、活動の励みとして評価しているものと思われる。お金を目

的に活動する場合は、ボランティアではなくなってしまうので、当然の結果ともいえるが、こうした高齢者の考え方を上手に制度設計に活かすことが重要であろう。

### ○ポイント制度の改善すべきところ

アンケート結果を見ると、「ポイントはあまり気にしていない」、「65歳以上を対象としていることに疑問がある」、「奉仕の心を損なうのではないか」などの意見が注目される場所である。このことは、「奉仕の心」をもって気持ちよくボランティア活動したいという純粋なボランティアの基本的なスタンスを損なうものではないかというものである。すでにボランティア活動を継続されている方々を対象としてアンケート調査を行ったため、こうした意見が出されたのではないだろうか。

一般的に、介護ボランティアに否定的な意見を寄せる高齢者は、崇高なボランティア活動を換金対象にすることに抵抗があるようである。最近では、「有償ボランティア」という言葉も定着しつつあるが、純粋に「ボランティアは無報酬であるべき」という考え方を持っている高齢者も少なからずいることが分かった。

しかし、今後、団塊の世代を中心とした高齢者は、奉仕の心を持って無報酬でボランティア活動をするよりも、自分の価値観やライフスタイルに合った活動を楽しみながら行うものと予測される。

### (3) より良い制度とするために

元気な高齢者のボランティアポイント制度調査研究事業に参加した自治体では、現在、社会福祉協議会等で行っている福祉ボランティアとの整合性をどのように図るかが課題となっている。

特に、管理機関をどこにするか、既存のボランティア活動との連携等についての課題を挙げる自治体も見られた。

また、制度の説明を上手に行わないと、間違った理解のまま制度の普及を阻害する要因となる恐れもあることから、登録研修会の実施や広報誌を活用した制度の告知など、地域住民の目線での普及啓発が重要な課題である。

検証会議では、介護施設だけに限定することなく、障害者施設でのボランティアや、独り住まいの高齢者の見守りボランティアも対象とすることを検討している自治体もあった。

高齢化が進んだ自治体では、高齢者の知恵や経験を地域で上手に生かす施策をすることが必要であるが、こうした施策を検討する際には、住民の意見を取り入れ、住民や受入施設にとってお互いにプラスになる案を検討すべきであろう。単に介護予防を目的とするのではなく、地域の課題を解決するための施策として制度設計するほうが良いのではないだろうか。

## 5. 2 今後の展望

### ―地域における高齢者の地域貢献活動の活性化のために―

#### (1) 課題

高齢者の居場所と出番を多く作ることが地域の活性化につながることを理解すべきであり、高齢者が楽しみながら地域社会で活動することが、本人の介護予防につながり、結果として介護保険財源の負担を軽くするのである。この順番を間違えてはいけない。

介護保険財源が厳しいから介護予防を目的とした介護ボランティアポイント制度を創設するということでは、うまくいかないであろう。なぜなら、こうした説明では、住民がついてこないからである。「おらが町では、お金がないから自分（高齢者）たちに奉仕（ボランティア）をしろと要求してくる」ような説明では、住民の理解を得ることは難しいであろう。こうした制度設計では、住民を巻き込むことができずに失敗の憂き目にあうことになる。そういう意味で、介護ボランティア制度を上手に運用するためには、制度の適切な説明と同時に、住民に対して正しい理解を促すための研修が必要になるのである。

したがって、介護ボランティアポイント制度の目的とすべきは、高齢者の健康年齢を伸ばすことであり、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、そして地域社会への貢献活動とすべきであり、この理念の研修会で常に説明することが重要なのである。

自治体における高齢者施策は、高齢者がいつまでも元気で、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることを支援するものであり、要介護状態になった時には、十分な介護サービスや生活支援サービスが利用できるようにすることが重要である。

一方、元気な高齢者には、いつまでも元気で地域社会で活動してほしいものである。働きたい人には、働く場を、地域貢献したい人にはボランティアの場を、自分で居場所と出番を作れる人には、それを支援する場を提供することが、結果として活力ある地域社会を形成していくと考えられる。

我が国の経済が冷え込んでいるなか、自治体に十分な財源があるわけではないので、お金のかかる施策を継続することは難しい。既存の施策に十分な予算を付けることが難しい中、新しい施策を展開することはもっと難しいと考えている自治体もあろう。しかし、こうした時期だからこそ、考え方を換え、新しい発想が必要なのである。

これからの自治体の公共政策は、「市民とともに作る新しい公共」の視点が必要なのである。言い換えれば、住民をいかに巻き込むか、いかに施策の実施主体になってもらえるかを考える視点が必要なのである。

高齢者の活力を活かす政策を成功させるためには、高齢者を巻き込むことが必須である。そこから、高齢社会にふさわしい新しいコミュニティを形成されるのではないだろうか。

## **(2) 今後の展望**

ボランティア活動を「自発性」、「無報酬性」、「公共性」、「市民性」の4原則に厳密に当てはめようとする、地域社会でボランティア活動する高齢者が少なくなる恐れもある。

介護ボランティア制度は換金を目的にしているのではなく、高齢者の地域社会での活動をサポートしている制度であることの理解を深めることが重要である。そこで、今後、元気な高齢者のボランティアポイント制度を高齢者施策に位置付けるために、重要と思われることを次に列記する。

### **○地域特性を踏まえた制度に**

介護ボランティアポイント制度は、高齢者の介護予防を中心に、また、保険料の負担軽減を目的に検討された制度であるが、今後、介護ボランティアポイント制度を高齢者施策として計画に位置付ける場合には、次の点に留意することが必要である。

#### **・活動範囲の見直し**

地域の課題の解決につながる制度とするために、在宅や高齢化した集合住宅での見守りや、子供の通学時における見守り、高齢者の介護予防塾の活動など、地域が抱える課題を解決するために、ボランティアポイントの活動範囲を広くすることも必要ではないか。

また、障害者施設や児童養護施設など、地域社会と交流の少ない施設などにおいても、積極的に高齢者の知恵や経験を活かすことが必要ではないか。

#### **・年齢の制限緩和**

高齢者になってから地域貢献活動をするよりも、退職する数年前から徐々に地域活動に慣れ親しむほうが良いとする考え方もあるので、ボランティアの年齢制限を「65歳以上」から「55歳以上」とし、比較的若いうちから地域社会での活動を促すことも必要ではないか。

#### **・ポイント換金の弾力化**

高齢者は、必ずしもポイントを換金したいと考えているわけではないので、貯めたポイントを地域の福祉活動や商店街の活性化など、様々な地域活性化に有効に活用することを検討してもよいのではないか。

我々は、元気な高齢者のボランティアポイント制度調査研究事業を通して、ボランティアポイント制度を高齢者施策に位置付けるためには、地域の実情に合わせて制度設計することが重要であるということを再認識した。

## 【資料】

- 1 元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業事務取扱要領
- 2 元気な高齢者介護ボランティア 活動の手引き
- 3 受入施設等運用マニュアル
- 4 アンケート調査用紙（介護ボランティア用）
- 5 同 （受入施設用）
- 6 同 （実施地域市町用）
- 7 神奈川産品申込書

## 元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業事務取扱要領

社団法人かながわ福祉サービス振興会

### (目的)

第1条 この要領は、社団法人かながわ福祉サービス振興会が神奈川県から受託した「元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業」（以下「本事業」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、必要な事項を定める。

### (実施主体、管理機関)

第2条 本事業の実施主体は神奈川県とし、その事務を管理機関に委託するものとする。  
2 社団法人かながわ福祉サービス振興会は本事業の管理機関受託団体として、本事業の事務を掌る。

### (事業期間及び実施期間)

第3条 本事業の事業期間は平成23年1月1日から平成24年3月31日とし、そのうち平成23年12月1日から平成24年2月29日を調査研究の対象期間（以下「実施期間」という。）とする。

### (事業実施地域)

第4条 本事業の実施地域は、厚木市、大和市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、及び開成町とする。

### (管理機関事務の内容)

第5条 管理機関が所管する事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業のスキームや検証に必要な項目等を検討する「事業実施会議」、事業を検証する「事業検証会議」の開催。
- (2) 満65歳以上で、事業実施地域内に居住し、実施期間中に「元気な高齢者介護ボランティア」（以下「介護ボランティア」という。人数は400名限度。）として活動を希望する県民の募集、選考・決定・登録並びに活動に応じたポイントの付与及び管理。
- (3) 第2号に規定する介護ボランティアを、第3条に定める実施期間中に受け入れ、ボランティア活動の場所を提供する施設等（以下「受入施設等」という。80箇所を限度。）の募集、選考・決定及び連絡調整。
- (4) 実施期間終了後に、付与したポイント高に応じて介護ボランティアへのかながわ産品の贈呈。
- (5) アンケート調査（実施期間終了時に介護ボランティア及び受入施設等から収集。）等に基づき本事業の実施結果を分析し、事業検証会議へ報告し検証。

(ポイントの付与)

第6条 前条第2号に規定するポイントは、介護ボランティアが受入施設等でボランティア活動を行った際に、1回につき200ポイントを付与する。

ポイントは介護ボランティアに交付するポイントカードに、受入施設等に設置するカードリーダー端末により行う。

(介護ボランティアの登録)

第7条 介護ボランティアの登録は、登録を希望する者が所定様式の「介護ボランティア登録申請書」を管理機関に提出することにより受け付ける。

2 管理機関は、登録者が第5条第2号で定める限度の人数に達するまで登録し、ポイントカードを交付する。

(受入施設等の指定等)

第8条 介護ボランティアの受け入れを希望する施設等は、所定様式の「ボランティア受入施設等指定申請書」及び「介護ボランティア活動情報」を管理機関に提出することにより指定申請を行う。

2 管理機関は、受入施設等の配置バランスを考慮して受入施設等を指定し、管理機関が借り受けたカードリーダー端末を受入施設等に送付する。

3 受入施設等は設置されたカードリーダー端末を操作して、介護ボランティアが活動した日に、介護ボランティアが所持するポイントカードに200ポイントを付与する。

(その他)

第9条 本事業の事務に関し、この要領に規定されていない事項については、管理機関が神奈川県と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

市(町)用

平成 年 月 日

社団法人かながわ福祉サービス振興会  
介護ボランティアポイント制度担当

### 介護ボランティア登録申請書

私は、次のとおり介護ボランティアとして必要書類を添付して登録を申請します。

住 所	〒
ふりがな	
氏 名	
生年月日	
電話番号 FAX番号	
活動内容の 希望	
活動予定 施設名	

1 ボランティア登録は、市(町)に住所を有する平成23年12月1日現在65歳以上の方に限ります。

2 年齢、住所の証明書類(介護保険証、運転免許証等)のコピーを添付してください。証明書類は、氏名・住所確認後廃棄いたします。

平成 年 月 日

氏名

印

別紙様式 1

年 月 日

社団法人かながわ福祉サービス振興会  
介護ボランティアポイント制度担当

所在地

施設名

代表者

印

元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業  
ボランティア受入施設等指定申請書

介護ボランティア受入施設等としての指定を受けたいので、申請します。

施設等名				
運営法人名				
予定している活動内容 (○を付けてください)	1	ご利用者の話し相手	2	送迎や散歩の補助
	3	ゲーム、囲碁・将棋等の相手	4	歌や音楽の指導や披露
	5	食事介助の補助等	6	整髪、着替えの補助等
	7	お茶出し、配膳の補助等	8	洗濯物の整理等
	9	清掃	10	植栽の世話
	11	その他 ( )		
活動場所				
現在の活動人数	(65歳未満の方も含めた、実人数)			
担当者名				
連絡先	電話 F A X E-mail			

※ 介護ボランティア希望者に情報提供するために、「介護ボランティア活動情報」(別紙様式2)を添付して管理機関(社団法人かながわ福祉サービス振興会)に提出してください。

## 介護ボランティア活動情報

年 月 日現在

	施設等の名称:	電話:
	施設等の種別:	FAX:
所在地:		担当者:
最寄駅／バス停:		
【ボランティア活動について】 (内容、曜日、時間帯など)		【地図・アクセス方法】
【その他】 ボランティア用の駐車場    なし    あり 交通費の支給:                  なし    あり 活動の昼食の提供: あり(                  円)、なし その他		【施設の特徴】
ホームページアドレス:		

※ 上記内容は、介護ボランティア希望者を始め、一般に公開されます。

# 元気な高齢者介護ボランティア 活動の手引き

「介護ボランティア」のモニターにご登録いただきありがとうございました。

現在、65歳以上の市民が、介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、たまったポイントに応じて換金や寄付ができるボランティアポイント制度が、自治体、住民組織等との協働・連携による日常的な支えあい活動の視点からも、有効であるとの指摘があります。

神奈川県では、今後、急速に高齢化が進む中、ボランティアポイント制度が、社会貢献活動を志す高齢者がボランティア活動を始めるきっかけや、活動への顕彰、あるいは活動する本人の介護予防にもつながる有意義な制度であると考え、全県域への普及・拡大を目指し、「元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業」を実施することといたしました。

具体的には、県内の8市町の地域の市民や施設等にモニターとなって3か月間ボランティア活動を試行していただき、その効果を検証させていただきます。

なおこの事業は、神奈川県が事務局の業務を社団法人かながわ福祉サービス振興会に委託して実施します。

この手引きでは、介護ボランティアの皆様を実施していただきたいこと、実施上の留意点などを記載いたしましたので、よろしく願いいたします。

## I 制度の概要

### 1 介護ボランティアの対象者について。

満年齢が65歳以上で、下記の地域にお住いの市民（＝介護保険の第1号被保険者）が介護ボランティアの対象者です。

秦野市、厚木市、大和市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町

### 2 ポイントについて。活動カレンダーの記載について。

介護ボランティアに登録されたボランティアが、お住いの市町内にある受入施設等でボランティア活動を行った時にポイントを付与します。

介護ボランティアの登録していただいた際に、「ポイントカード」と「活動カレンダー」をお渡しします。

受入施設等でボランティア活動をする際に、ポイントカードをお持ちいただき、活動終了時に施設の職員に提示してください。

施設等の職員が施設に設置してあるカードリーダーで1回の活動につき200ポイントをポイントカードに登録してお返しします。

ボランティア活動からお帰りになりましたら、「活動カレンダー」に活動日、

時間帯、活動場所及び活動内容を記録してください。（「活動カレンダー」は、実施期間終了後の平成24年3月に、ポイントカードと一緒に事務局に送っていただき、活動の実績がポイントに適正に反映しているかを調べることに使用します。）

**※ 活動日当日にポイントカードをお持ちでない場合、後日その日の分のポイントを登録することはできませんので、ご注意ください。**

### 3 対象となる活動内容

ポイントの対象なる活動は、受入施設等に指定された施設や団体の場所で実施されるボランティア活動全般です。

ただし、次のような活動は、ポイントの対象とはなりません。

- ① ボランティアが居住する市町以外の区域の施設等での活動。  
(例：秦野市にお住いの介護ボランティアが、松田町の受入施設等で活動した場合。)
- ② 演奏会など、その活動に対して、施設等から報酬・謝金等が支払われる活動。  
(ただし、交通費、活動中の食事や原材料費など、実費相当額の範囲内で支給されるものは、報酬・謝金とは考えません。)
- ③ 民生委員・消防団員等、自治体からの委嘱を受けた方が、活動費等を支給されて、委嘱された立場・役割で行う活動。
- ④ 受入施設等の主催事業でない活動。  
(例：施設の会議室等を借りて行うグループの自主的な演奏会など。)
- ⑤ もっぱらボランティアの親族等に対する活動。

### 4 ポイントの換金はいりません

横浜市、相模原市など、すでに介護支援ボランティアポイント制度を実施している市では、蓄積されたポイントを現金への換金等を行っています。

今回の事業では、活動の実績（累積ポイント）の把握は行いますが、換金はいりません。

なお、介護ボランティアとして協力いただいた方には、実施期間終了後、ポイント高に応じてかながわ産品を贈呈します。（産品の内容は、平成24年2月、介護ボランティアの皆様全員にご案内いたします。）

#### ！ポイントカードの取扱いについて！

お渡ししたポイントカードには、カードのID番号と付与ポイント数のみ登録されています。

氏名、住所など、個人が識別できる情報は登録されていません。

ポイントカードが届きましたら、カードの裏面に油性ペンでお名前をお書きください。

※ ポイントカードを磁気に近づけたり折り曲げたりしないように注意してください。

## II ボランティア活動について

1	<b>ボランティア活動の特徴</b>
---	--------------------

ボランティア活動は特別な活動ではありません。自分から進んで、自分のできる範囲で活動することが基本です。

わが国では、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災の時に、全国から多くの市民がボランティアとして駆けつけ活動しました。この時を契機にボランティア活動の意義が多くの人に認識され、また若者の参加も増えたと言われています。

さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災に際しても、外国も含め多くの人々が、現地に行き、あるいは住んでいる場所で、それが当たり前のように支援活動に参加するようになっていきます。

### 1 知識や経験を活用できる

これまであなたが培ってきた知識や経験は大きな財産です。それを生かすことで、社会や他人に役に立つことを実感したり、元気をもらうことができます。自分ができること、やりやすいことから活動を始めてみましょう。

### 2 新たなつながり、楽しみができる

これまで知らなかった人や施設と出会い、そこで新しい友人や知識を得ることができます。日常生活に新たな楽しみや目標ができます。

### 3 自分の健康増進にも

活動の場が増えることにより、体や頭を使う機会も増え、体の健康や心の若さの維持につながります。

### 4 市民性を大切に

それまで社会的な地位・立場があってもなくても、ボランティア活動に参加する場合は一人の市民です。縦の関係ではなく平等な関係で、それぞれが自分のできることをすることで支え合う意識が大切です。

2	<b>活動当日の留意事項</b>
---	------------------

以下に書かれている事項は全て当たり前のことです。しかし長く活動していると、いつのまにか独りよがりの行動となっていることがあります。常に初心に立ち戻ってチェックしましょう。

#### 1 体の調子に注意

体の具合が悪いとき、心が落ち着いてないときは、よい活動はできません。咳や熱、下痢症状のあるときは、インフルエンザなどの感染症にかかっている場合もあり、そのようなときは他人に感染させてしまう恐れもあります。

体調の悪いときはまず体調の回復に専念し、活動は慎みましょう。

## 2 相手の立場を尊重する

「こうした方がよい」というあなたの考えによる行為が、必ずしも相手に歓迎されているとは限りません。生活のリズムやペースも人それぞれです。歓迎されない行為や話したくない話題もあるはずです。相手の立場を考え、自己をコントロールできる態度が必要です。

ボランティア活動は双方向の活動です。対等な協力者であるという気持ちを忘れず、相手の気持ちを尊重しましょう。相手が何を求めているのか考え、声をかけて、相手の気持ちに合わせて行動しましょう。

自分の考えを主張することよりも、相手の話を聞くことを優先しましょう。

## 3 ルールや決まりごとは必ず守る

ボランティア活動の場所はいわば公共空間です。ボランティア活動は一人ひとりのやりたいという自主的な気持ちが基本ですが、公共の秩序は守らなければなりません。施設では利用者や職員の安全の保持や、サービスを適正に進めるためのルールや方針を決めています。施設の職員や、リーダーの指示には従って活動してください。

## 4 個人情報・プライバシーの保護

信頼関係は秘密を守ることによって得られるといっても過言ではありません。活動に必要なこと、関係のないことを立ち入って聞くことは慎みましょう。

ボランティア活動をしていると、利用者や施設職員の氏名、住所、心身や家族の情報を知られる場合があります。これらの個人情報を第三者に不用意に話すことにより、その人に不快な思いをさせたり、不利益を生じさせてしまうことがありますので、特に注意が必要です。

## 5 まずはあいさつから

元気で明るいあいさつは人との距離が縮まりますし、気持ちよく活動できます。上に記載の1～4をチェックしたら、今日も元気なあいさつから活動をスタートしましょう。

作成：平成23年12月

監修：神奈川県保健福祉局高齢福祉課

231-0005

横浜市中区本町2-10 横浜大栄ビル8階  
社団法人かながわ福祉サービス振興会

管理・経営企画課

電話：045(671)0294 fax：045(671)0295



# 元気な高齢者介護ボランティア ポイント制度調査研究事業

## 受入施設等運用マニュアル



社団法人かながわ福祉サービス振興会

## 目次

はじめに	1
1 制度の概要	
(1) 介護ボランティアの対象者	2
(2) ポイントについて	2
(3) 対象となる活動内容	2
(4) ポイントの換金はいりません	3
2 受入施設等での対応	
(1) カードリーダーの設置	3
(2) 介護ボランティア希望者の受入調整	4
(3) 介護ボランティア活動受入時の対応	4
(4) 「介護ボランティア活動記録簿」の作成	5
3 様式「介護ボランティア活動記録簿」	6
別紙 介護ボランティアポイント端末設置マニュアル	7

### 関係組織

- 1 管理機関（＝本事業の事務局）  
社団法人かながわ福祉サービス振興会  
横浜市中区本町 横浜大栄ビル8階  
電話 045-671-0294  
FAX 045-671-0295
- 2 事業主体  
神奈川県保健福祉局高齢福祉課  
横浜市中区日本大通り1  
電話 045-210-4846  
FAX 045-210-8874
- 3 フェリカポケットマーケティング株式会社  
(カードリーダー、ポイントカード関係)

## はじめに

今回みなさまには、神奈川県が実施する「元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業」の一環として、介護ボランティアの受入施設のモニターとなっただきありがとうございました。

平成19年5月、厚生労働省が高齢者の介護予防の取り組みとして、介護ボランティアの活動を介護保険の保険者である市町村が実施することを認めました。これを受けて平成19年度から稲城市、千代田区が、平成20年度から世田谷区、八王子市などが平成20年度に介護ボランティア事業を開始しており、その後神奈川県内でも、横浜市（平成21年10月から）、相模原市（平成22年10月から）、藤沢市（平成22年12月から）及び平塚市（平成23年10月から）が事業をスタートしています。

神奈川県では、この事業が自治体、住民組織等との協働・連携による日常的な支えあい活動として、また高齢者等の相談・見守り活動を行う体制づくりに資する制度であると考え、導入を検討している市町の協力を得て試行して事業効果を実際に検証し、今後県下の市町村が取り組む支援をするために、今回調査研究事業として取り組むこととしました。そしてこの事業の管理機関（＝事務局）の業務を、社団法人かながわ福祉サービス振興会が受託しました。

この運用マニュアルには、この事業で対象とするボランティア活動の範囲、端末機器によるICカードへのポイント付与の操作など、具体的な運用について記載しておりますので、事業を進めるうえで参考としてください。

なお、今回介護ボランティアのモニター、ボランティア受入施設のモニターとしてこの事業にご協力いただく皆様には、調査研究事業の実施期間終了後に、この事業を体験してのご意見をお寄せいただきますが、この機会を活用して連携を深め、日常的な関係づくりに繋げていただければと思います。

また、ボランティア受入施設等をお引受けいただいた施設、団体におかれましては、地域との一層の関係づくりに役立てていただきたいと思います。

# 1 制度の概要

## 1 介護ボランティアの対象者

満年齢が65歳以上で、下記の実施地域にお住いの市民（＝介護保険の第1号被保険者）が介護ボランティアの対象者です。

秦野市、厚木市、大和市、南足柄市  
大井町、松田町、山北町、開成町

## 2 ポイントについて

介護ボランティアに登録されたボランティアが、お住いの市町にある受入施設等でボランティア活動を行った時にポイントを付与します。

〈ポイント付与の手続き〉

介護ボランティアに登録された方にはポイントカード（ICカード）を交付します。

介護ボランティアが施設等で活動する際に、ポイントカードをお持ちいただきます。そのポイントカードを施設等に設置したカードリーダーにかざし、ポイント付与の操作をするとカードにポイントが累積されていきます。

ポイント付与の実績情報はポイントカードに蓄積されるとともに、カードリーダーから管理サーバーに送信されます。

（カードリーダーは、このマニュアルの表紙にある「ターミナル」と「キーパッド」の2つの機器により構成されています。）

## 3 対象となる活動内容

ポイントの対象なる活動は、介護ボランティアが受入施設等に指定された施設や団体の場所で行われるボランティア活動です。

なお、次のような活動は、ポイントの対象とはなりません。

- ① ボランティアが居住する市町以外の区域の施設等での活動。  
（例：秦野市にお住いの介護ボランティアが、松田町の受入施設等で活動した場合。）
- ② 受入施設等の65歳以上の職員（常勤・非常勤）が、業務としてその受入施設等で勤務する場合。  
（他の施設等でボランティア活動をする場合は対象となります。）
- ③ 演奏会など、その活動に対して、施設等から報酬・謝金等が支払われる活動・（ただし、交通費、活動中の食事や原材料費など、実費相当額の範囲内で支給されるものは、報酬・謝金とは考えません。）

- ④ 民生委員・消防団員等、自治体からの委嘱を受けた職として、別途活動費を支給されて行う活動。
- ⑤ 受入施設等の主催事業でない活動。  
(施設のホールを借りて実施する演奏会などの活動。)
- ⑥ もっぱらボランティアの親族等に対する活動。

※ 今回は調査研究事業として実施するので、活動の対象はできるだけ幅広くしたいと考えています。このような趣旨で対応していただくとともに、疑問がある場合には事務局にご相談ください。

#### 4 ポイントの換金はいりません

横浜市、相模原市など、すでに介護支援ボランティアポイントを制度化している市では、蓄積されたポイントについて換金等を行っています。

今回の事業は、活動の実績（累積ポイント）の把握は行いますが、換金はいりません。

なお、介護ボランティアとして協力いただいた方には、実施期間終了後、ポイント高に応じてかながわ産品を贈呈します。

## 2 受入施設等での対応

### 1 カードリーダーの設置

ポイントカードにポイントを付与するために、受入施設等にはカードリーダー（「ターミナル」と「キーパッド」の2つの機器で構成）を設置していただきます。

カードリーダーは（社）かながわ福祉サービス振興会が、フェリカポケットマーケティング株式会社から借り受け、各受入施設等に実施期間中貸出します。

カードリーダーが配送されたら取扱説明書等に基づき設置してください。

各施設には、介護ボランティアに交付するポイントカードを1枚、テスト用カードとしてお送りしますので、あらかじめポイント付与の操作をしてください。また、適宜テストしてください。ボランティアのポイントには影響しません。

カードリーダーに電源が入っているときは、ターミナルの上部に青い光が点滅します。青でなく赤い点滅になったり、ディスプレイの表示がおかしかったり、ポイントが付与できない状態が発生したときには、一度ターミナルの背部にあるスイッチを押して電源を切り、再度電源を投入してみてください。

なお、ポイント付与の情報は、毎日一定の時間(深夜帯)に管理サーバーから、データを吸い上げるためのアクセスがあります。少なくともポイントを付与するときと、

この時間はカードリーダーの電源を入れておく必要があります。(受入施設等側では、電源以外の操作はありません。また数回電源を入れ忘れても、データは失われず、次回吸い上げられます。)

各施設等には、管理サーバーに送られたポイント付与のデータを確認するためのIDNo.を発行しますので、データ送信後に付与したデータを確認することができます。

## 2 介護ボランティア希望者の受入調整

介護ボランティア希望者には受入施設等から指定申請時にいただいた情報を一覧表にして情報提供します。介護ボランティアから活動したいとの連絡がありましたら面談し、活動内容や活動上の留意点を説明してください。また、これまで活動していたボランティアが介護ボランティアに登録した場合には、活動を振り返り、よりよい活動を考える機会に活用してください。

なお、ボランティアの受け入れは、受入施設の主体的判断によりますので、ボランティアの人数が多すぎるなど施設運営に支障が生ずる恐れがある場合には、受け入れを断ることもできます。

## 3 介護ボランティア活動受入時の対応

ボランティアの方が活動に来所しボランティア活動を行ったら、ポイントカードを預かり、カードリーダーにかざしてポイント付与の操作をしてください。

電源の入った「ターミナル」にポイントカードを載せると、ディスプレイにそのポイントカードに蓄積されているポイントが表示されます。「キーパッド」で「200」、「実行」、「実行」の順にボタンを押すと200ポイントが付与され、ディスプレイには追加後のポイントが表示されます。カードをボランティアに返してください。

※ ポイントの付与は、職員がボランティアからいったんカードを預かってカードリーダーにかざすようにしてください。(ボランティア自身での操作はしないようにしてください。)

### ！ポイントカードの取り扱いについて！

ボランティアに交付したポイントカードにはカードのID番号と付与ポイント数のみ登録されています。氏名、住所など、個人が識別できる情報は登録されていません。

ポイントカードを交付する際に各ボランティアには裏面に氏名を記載するようお願いしています。ポイントを付与する際にポイントカードをいったん預かるときには、記載された氏名を確認するなど、確実に本人にポイントカードが返却されるよう注意してください。

- ・ポイントカードを磁気に近づけたり折り曲げたりしないように注意してください。

## 4 「介護ボランティア活動記録簿」の作成

### (1) ポイントを付与できなかった場合の対応

登録したボランティアには、活動の際にポイントカードを携行すること。  
持っていないときにはポイントを付与できないことを説明しています。

カードリーダーには日時や時間を変更してポイントを付与する機能がありません。

ただし受入施設側の事情で活動日にポイントを付与できなかったときは、次の活動日等にその分のポイントを付与するとともに、「介護ボランティア活動記録簿」に必要事項を記載しておいてください。

### (2) 実施中に気になったことなど

また、実施期間（平成23年12月～平成24年2月末）までの間で、この事業に関してお気づきのことなどありましたら、適宜書き留めていただき、実施期間終了後に、カードリーダー、アンケート用紙と一緒に事務局にお送りください。

→ 様式は別添

# 介護ボランティアポイント カードリーダー操作手順

Ver.1.0(2011.12.1)

## ①接続、電源の確認

《カードリーダーとキーパッドの接続》



《電源ボタンの位置》



## ②カードの読み取り

■ポイントカードをカードリーダーの読み取り部に置く。



■操作音が鳴り、ディスプレイにカードに登録されている累計ポイントが表示されます。



## ③付与ポイントを入力



■    と入力

■ディスプレイの表示を確認

■正しければ、 を押す。

■誤っていたら  を押し、再入力する。



ポイント数を誤って入力(確定)してしまったら (左の④まで操作実施後)

①カードをカードリーダーに置く

②削除ポイントの入力

を押す

→削除するポイント数を入力

→  を押す

③削除ポイントの確定

削除ポイント数をディスプレイで確認



正しければ  を押す

→操作音がしてからカードを取る

→終了

## ④ポイントの確定

■付与ポイント数を再度確認



■正しければ、再度  を押す。

■誤っていたら  を2回押し、ポイントカードを取る→②最初から



シャラ〜!!

■操作音が鳴ってから、カードを取る。→終了

故障かな?と思ったら下記まで連絡を!

(社) かながわ福祉サービス振興会

TEL045-671-0294(平日)9:00~18:00



# 介護ボランティアポイント制度調査研究事業アンケート

年齢	歳	女性 ・ 男性	活動 場所	特養(養護)施設・老健施設・障害施設・ グループホーム・デイサービス・市町・団地・ その他( )
----	---	---------------	----------	--

該当する項目の番号を○で囲んでください。

## ◇ 今回活動していただいた方はこちらに

問1. 現在どれくらい活動を行っていますか？ (ひとつ選ぶ)

1 週4～5回程度	3 週1回程度	5 月1回程度
2 週2～3回程度	4 月2回程度	6 年数回程度

問2. どのような活動を行っていますか？ (あてはまる番号をすべて選ぶ)

1 レクリエーションの指導・補助	8 洗濯物の整理等
2 入所者・利用者の話し相手	9 清掃
3 施設の行事の手伝い	10 送迎の補助等
4 散歩の補助	11 配食サービス
5 食事介助の補助等	12 会食サービス
6 整髪、からだ拭きの補助等	13 その他
7 配膳の補助等	

問3. 活動をして良かったことは？ (特にあてはまる番号を3つまで選ぶ)

1 日々の生活に張り合いが出てきた	5 役に立った実感が得られた
2 健康につながっていると思う	6 特にない
3 ボランティア仲間が出来た	7 その他
4 元気がもらえる	

問4. この事業のボランティアの登録前と後では、変化はありましたか？

(特にあてはまる番号を3つまで選ぶ)

1 活動のポイントがつくことが励みになった	5 特に変化はない
2 ボランティア活動の回数が増えた	6 その他
3 ポイントがつくことで楽しみが増えた	
4 介護ボランティア以外の活動も始めた	

問5. 改善が必要なことはありますか？ (特にあてはまる番号を3つまで選ぶ)

1 受入施設等を増やしてほしい	5 登録者同士の情報交換の機会がほしい
2 対象となる活動を拡大してほしい	6 事業の広報を更に行ってほしい
3 定期的に情報提供してほしい	7 登録者への各種優待制度がほしい
4 登録者向け研修などを実施してほしい	8 わからない

問6. 「介護ボランティアポイント制度」の感想を伺います。 (ひとつ選ぶ)

1 よい 2 まあよい 3 どちらともいえない 4 あまりよくない 5 よくない

問1～問5で「その他」とした場合の内容や、本事業についてお気づきの点等がございましたらお書きください。

-----  
-----  
-----

ご協力ありがとうございました。

**◇ 活動していただけなかった方はこちらに**

問1. 介護ボランティア活動をしていない理由は何ですか。 (ひとつ選ぶ)

1 受入施設が家の近くにない 4 活動する時間がなかった  
2 家の近くの施設では、希望するボランティア活動を募集していない 5 登録後に活動を休んでいた  
3 活動はしたいが、きっかけがない 6 その他

問2. 定期的に活動するためにどのようなことが必要ですか。

(特にあてはまる番号を3つまで選ぶ)

1 受入施設等を増やしてほしい 5 登録者同士の情報交換の機会がほしい  
2 対象となる活動を拡大してほしい 6 事業の広報を更に行ってほしい  
3 定期的に情報提供してほしい 7 登録者への各種優待制度がほしい  
4 登録者向け研修などを実施してほしい 8 わからない

問3. 「介護ボランティアポイント制度」の感想を伺います。 (ひとつ選ぶ)

1 よい 2 まあよい 3 どちらともいえない 4 あまりよくない 5 よくない

問1～問3で「その他」とした場合の内容や、本事業についてお気づきの点等がございましたらお書きください。

-----  
-----  
-----

ご協力ありがとうございました。

# 元気な高齢者介護ボランティアポイント制度 調査研究事業受入施設等アンケート

受入施設名 (記入担当者)	[ ]
電話番号	

■ 該当する番号に○印をつけてください。

問1 介護ボランティアの登録者が実際に活動されている内容は？（複数回答可）

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1 レクリエーションの指導・補助 | 7 配膳の補助等     |
| 2 入所者・利用者の話し相手   | 8 洗濯物の整理等    |
| 3 施設の行事の手伝い      | 9 清掃         |
| 4 散歩の補助          | 10 送迎の補助等    |
| 5 食事介助の補助等       | 11 配食・会食サービス |
| 6 整髪、からだ拭きの補助等   | 12 その他       |
- (活動内容： )

問2 受入施設等に指定された後、ボランティア活動に変化はありましたか？

- 1 活動が活発になった、受入人数が多くなった    2 変わらない    3 活動が減少した  
→この回答を選んだ理由を御記入ください。(自由記載)

問3 貴施設等の事業運営に介護ボランティアポイント制度は役に立ちましたか？

- 1 役に立っている    2 わからない    3 役に立っていない  
→この回答を選んだ理由を御記入ください。(自由記載)

問4 受入施設等に指定された後、貴施設等の業務に変化はありましたか？（複数回答可）

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1 業務に良い刺激となっている   | 5 業務の負担感が増加した |
| 2 業務の質の向上につながっている | 6 変化なし        |
| 3 地域交流の意識が高まった    | 7 わからない       |
| 4 業務の負担感が減少した     | 8 その他         |
- ( )

問5 受入施設等指定された後、貴施設等の利用者に変化はありましたか？（複数回答可）

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1 生活に良い刺激となっている      | 4 変化なし  |
| 2 利用者の生活がより豊かになった    | 5 わからない |
| 3 ボランティアとの結びつきが強くなった |         |

問6 貴施設等での介護ボランティアの活動は、活動されるご本人の健康増進や生きがいづくりなど良い影響を与えていると感じていますか？  
1 良い影響を与えていると感じている  
2 良い影響を与えていると感じていない  
3 わからない  
4 その他( )

問7 介護ボランティアの人数・活動量は、貴施設等の事業運営から十分ですか？  
1 十分である 2 やや不足 3 不足 4 わからない

問8 今後介護ボランティアポイント制度が本格実施された場合、ボランティアの受入に対し、どのようにお考えですか？  
1 拡大をしていきたい 2 現状維持 3 縮小したい  
→この回答を選んだ理由を御記入ください。(自由記載)

問9 介護ボランティアポイント制度の仕組みは、取り組み易かったですか？  
1 取り組み易かった 2 取り組みにくかった 3 普通 4 その他

問10 実施要綱やマニュアルはわかり易かったですか？  
1 わかり易かった 2 わかりにくかった 3 普通  
→(この回答を選んだ理由を御記入ください。自由記載)

問11 ポイントを付与するカードリーダー端末の操作は支障なくできましたか？  
1 使い易かった 2 使いづらかった 3 普通  
→(この回答を選んだ理由を御記入ください。自由記載)

問12 ポイント付与の作業は、貴施設等の職員の業務に負担となりましたか？  
1 負担となった 2 負担とならまかった 3 わからない  
→「1 負担となった」場合、その負担となっている点を御記入ください。(自由記載)

問13 介護ボランティアポイント制度の評価について、どのようにお考えですか？  
1 よい 2 どちらともいえない 3 改善すべき事業である

問14 今回の調査研究事業全体を通し、改善が必要な点を御記入ください。(自由記載)

御協力ありがとうございました。

# 元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業

## 実施区域市町アンケート

市町・所属名 (記入担当者)	( )
電話番号	( )
FAX番号	( )

■ 該当する番号に○印をつけてください。(複数回答可)

問1 介護ボランティアポイント制度の試行により、制度の仕組み等について、貴市(町)の理解は進みましたか。

- 1 事前に想定していたとおりであった。
- 2 新たな発見があった。(想定外の課題があった。)
- 3 同 (想定外の効果が考えられた。)

※ 2、3とお答えの場合は、その内容をお知らせください。

--

問2 この事業について、受入施設等の対象となる介護施設等との相談や話し合いは行われましたか。

- 1 自治体側から施設等に制度の周知など、働きかけを行った。
- 2 施設等からの問い合わせがあった。
- 3 特に動きはなかった。

※ 1、2とお答えの場合は、施設等から特徴的な反応やご意見があればお知らせください。

--

問3 この事業について、市民から問い合わせがあるなど、新たなうごきはありましたか。

- 1 自治体側から住民組織や一般市民への周知等を行った。
- 2 市民からの問い合わせがあった。
- 3 特に動きはなかった。

※ 1、2とお答えの場合は、施設等から特徴的な反応やご意見があればお知らせください。

--

問4 貴市（町）の現在の高齢者施設の特徴と、今後、介護ボランティアポイント制度が施策の体系に位置づけられる可能性の有無について、お聞かせください。

下記に記載する代わりに、既存の資料等を添付していただくことも歓迎いたします。

問5 介護ボランティアポイント制度について、貴市（町）の平成24年度以降の対応をお聞かせください。

- 1 制度化して実施する。
- 2 施行する。
- 3 25年度以降の実施に向けて検討する。
- 4 実施の可否を含めて検討する。
- 5 他の仕組みを実施、又は検討する。
- 6 特段の予定はしていない。
- 7 仕組みを変更して実施（又は試行）する。その他

問6 この事業の仕組みについて、改善を図る必要があると感じたことは、ありましたか。

(1) 実施する自治体にとって。

あり、 なし ← ありとお答えの場合は、内容をお聞かせください。

(2) 介護ボランティアを受け入れる施設にとって。

あり、 なし ← ありとお答えの場合は、内容をお聞かせください。

(3) 市民にとって。

あり、 なし ← ありとお答えの場合は、内容をお聞かせください。

問7 介護ボランティアポイント制度の評価について、どのようにお考えですか？

1 よい    2 どちらともいえない    3 改善すべき事項がある    4 その他

問8 今回の調査研究事業全体を通して、お気づきのことを御記入ください。(自由記載)

御協力ありがとうございました。

# 神奈川産品の申込書

下記のリストの中から希望する品物の記号を下記に記載し、返信用封筒でお送りください。(活動カレンダー、アンケートと一緒にお願いします。)

第一希望 \_\_\_\_\_ 第二希望 \_\_\_\_\_ 第三希望 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

ご住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

— — — — — キ — — リ — — ト — — リ — — — — —

## 今回対象とする神奈川産品の一覧

対象期間： ポイントカードが届いてから平成24年2月29日までの活動

対象の産品：ご自分の活動の実績に対応する下記の区分をご覧ください、その区分にある品物について、上の申込欄に希望する順番に記号を記入してください。(希望いただいた品物が確保できない場合は、第二、第三希望の品物となる場合があります。)

### 1 期間中の活動が **11回以上**の方

記号	品物の説明
A	丹沢そば、小田原梅干(小梅)、大山ふきのとうのセット
B	津久井のうどん、寄木細工のマウスパッド、小田原梅干(完熟十郎)のセット
C	津久井のうどん、そば、ひょうたん漬け、小田原の梅干(かつお梅)のセット

### 2 期間中の活動が **6回~10回**の方

記号	品物の説明
D	小田原の梅干(小梅)
E	津久井のそば、ひょうたん漬けのセット
F	丹沢そば、大山のきやらぶきのセット

### 3 期間中の活動が **5回以下**の方(0回の方を含む)

記号	品物の説明
G	山芋入り丹沢そば
H	小田原の梅干(しそ梅)
I	大山のきやらぶき

「元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業」検証会議

(平成24年3月22日)出席者名簿

**調査研究事業実施地区市町**

市町村名	所属名	職名	氏名
厚木市	介護保険課	主事	伊藤 悠太
大和市	高齢福祉課	主任	竹内 啓悟
秦野市	高齢介護課	課長	二階堂 敬
同	高齢介護課在宅高齢者支援班	課長補佐	山口 澄江
同	同	主査	石原 豪
南足柄市	高齢介護課	課長補佐	菊地 俊隆
同	同	主幹	渡辺 修
山北町	福祉課	主事補	杉山 豊

**介護ボランティア制度導入市**

市町村名	所属名	職名	氏名
横浜市	健康福祉局介護保険課	係長	堀 雅史
平塚市	福祉部高齢福祉課	主事	萩原 洋一
同	平塚市社会福祉協議会	主管	遠藤 年彦

**神奈川県**

保健福祉局福祉・次世代育成部	高齢福祉課	課長	小島 誉寿
	高齢福祉課高齢福祉グループ	グループリーダー	飯田 泰道
	同	副主幹	松本 努

**事業実施機関**

社団法人神奈川福祉サービス振興会	専務理事	瀬戸 恒彦
	管理部長	小谷 與志郎

# 元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業 実施報告書

本事業は、神奈川県から受託した「元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業」の内容をとりまとめたものである。

発行日 平成24年3月30日

発行 社団法人かながわ福祉サービス振興会  
〒231-0005 横浜市中区本町二丁目10番地  
横浜大栄ビル 8階

電話 045(671)0294

FAX 045(671)0295



